

埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第238集

---

与野市

---

# 与野東遺跡

---

都市計画道路八幡通り線埋蔵文化財発掘調査報告

1999

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

# 序

埼玉県では、地域社会の中で県民がゆとりと安らぎのある生活ができるように、豊かな彩の国づくりを目指しています。

この国づくりの中では、環境との調和を図りながら、生活者重視の立場にたって、利便性や快適性を高める生活基盤の整備や福祉の充実などを進め、真に豊かさを実感できる質の高い県民生活の実現を目指しています。

与野市におきましても、首都機能の一翼を担う自立性の高い都市形成を目指して、さいたま新都心事業が進められております。新都心事業の中では、都市機能としての基盤である道路の整備も、新しい発展と豊かな生活を支える基盤づくりのためには欠かせないものであります。都市計画道路八幡通り線の建設もこの街路整備事業の一つとして計画されたものです。

都市計画道路八幡通り線の道路事業用地内には、与野東遺跡の所在が確認され、その取扱いについては、関係機関が慎重に協議を重ねてまいりましたが、やむをえず記録保存の措置を講じることになりました。そのための発掘調査は、埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課の調整により、当事業団が埼玉県の委託を受けて実施いたしました。

今回報告いたします与野東遺跡は、与野市の中心部に位置する遺跡であります。

発掘調査の結果、与野東遺跡では古墳時代の住居跡や、江戸時代の墓穴等が検出され、土師器やカワラケをはじめとするさまざまな遺物が発見されました。与野東遺跡から発見された古墳時代の住居跡は、千五百年以上前の人々の生活をうかがい知ることができるものです。

これらの成果をまとめた本書を埋蔵文化財の保護・普及の資料として、また、学術の基礎資料として、広く御活用いただければ幸いと存じます。

刊行にあたり、発掘調査に関する諸調整に御尽力をいただいた埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課をはじめ、埼玉県土木部道路建設課、埼玉県新都心建設事務所、与野市教育委員会並びに地元関係者各位に深く感謝申し上げます。

平成 11 年 10 月

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団  
理事長 荒 井 桂

# 例 言

- 1 本書は下記の遺跡の発掘調査報告書である。  
遺跡名：与野東遺跡（注記略号 YNHGS）  
所在地：与野市本町東5-12-13番地他  
指示通知  
平成9年6月17日付け 教文第2-55号  
遺跡コード番号：03-046
- 2 発掘調査は都市計画道路八幡通り線建設事業に伴う事前調査であり、埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課が調整し、埼玉県の委託により、埼玉県埋蔵文化財調査事業団が実施した。
- 3 発掘調査は当事業団の金子直行・佐々木健策が担当して、平成9年6月16日から平成9年7月31日まで実施した。  
整理報告書作成作業は大屋道則が担当し、平成11年9月1日から平成11年12月31日まで行った。
- 4 写真は発掘調査時の撮影を各発掘担当者が行い、遺物の撮影は大屋が行った。
- 5 出土遺物の実測は大屋が行った。
- 6 本書の執筆は、I-1を埼玉県生涯学習部文化財保護課が、縄文土器を君島勝秀、石器を渡辺清志、他を大屋が行った。
- 7 本書の編集は、資料部資料整理第1担当の大屋が行った。
- 8 本書にかかる資料は平成11年度以降県立埋蔵文化財センターが保管する。
- 9 本書の作成にあたり下記の方々から御教示、御協力を賜った（敬称略）。  
与野市教育委員会

# 凡例

- 1 X・Y座標による表示は、国家標準直角座標第IX系に基づく座標値を示し、方位は全て座標北を表す。
- 2 縮尺は原則として以下のとおりである。

全測図	1：400	住居跡	1：60
土壙	1：60	井戸跡	1：60
柵列跡	1：80	溝跡	1：60
墓穴跡	1：60	不明遺構	1：60
縄文土器実測図	1：3		
縄文土器拓影図	1：3		
石器実測図	1：3		
古銭拓影図	1：1		
- 3 全測図等に示す遺構の略号は以下のとおりである。

住居跡	SJ	土壙	SK
井戸跡	SE	溝跡	SD
ピット	P	墓穴跡	SH
柵列跡	SA	不明遺構	SX
- 4 遺物観察表の凡例は、以下の通りである。

計測値が( )で囲まれたものは、推定値を示す。  
胎土は、以下の記号で示した。

A石英	B白色粒子	C長石
D角閃石	E赤色粒子	F黒色粒子
G雲母	H片岩	I白色針状物質
J砂粒	Kチャート	L小礫

焼成を、風化具合から次のように判断した。

  - 1 硬質で緻密なもの
  - 2 良好なもの
  - 3 普通のもの
  - 4 やや不良なもの
  - 5 軟質で脆弱なもの
- 5 遺物の赤色塗彩は実測図の網掛けで表現した。

# 目次

序	III 遺跡の概要	6
例言	IV 遺構と遺物	7
凡例	1. 住居跡	7
目次	2. 土壙	11
挿図目次	3. 溝跡	13
図版目次	4. 井戸跡	15
表目次	5. 柵列跡	16
I 調査の概要	6. 墓穴跡	16
1. 発掘調査に至る経過	7. 不明遺構	18
2. 発掘調査・報告書作成の経過	8. 遺構外出土遺物	18
3. 発掘調査、整理・報告書作成の組織	V 結語	22
II 遺跡の立地と環境		

# 挿図目次

第1図 埼玉県の地形図	3	第15図 第5号住居跡出土遺物	10
第2図 周辺の遺跡	4	第16図 第1～10号土壙	12
第3図 遺跡周辺の地形図	5	第17図 第4号土壙出土遺物	12
第4図 与野東遺跡調査区全体図	6	第18図 第1～12号溝跡	14
第5図 第1号住居跡出土遺物	7	第19図 第1号井戸跡	15
第6図 第1号住居跡	7	第20図 第2号井戸跡	16
第7図 第1号住居跡カマド	8	第21図 第1号柵列跡	16
第8図 第2号住居跡	8	第22図 第1～9号墓穴跡	17
第9図 第2号住居跡出土遺物	8	第23図 第1号不明遺構	18
第10図 第3号住居跡	9	第24図 遺構外出土カワラケ	19
第11図 第3号住居跡出土遺物	9	第25図 遺構外出土縄文時代遺物	19
第12図 第4号住居跡出土遺物	9	第26図 調査区内出土古銭(1)	20
第13図 第4号住居跡	10	第27図 調査区内出土古銭(2)	21
第14図 第5号住居跡	10		

# 図版目次

図版1 調査区全景(西より)	図版2 第1～3号住居跡
調査区全景(東より)	第1号住居跡カマド
	第2号住居跡

	第4号住居跡	図版5	第4号墓穴跡人骨出土状況
	第5号住居跡・第12号溝跡		第5号墓穴跡
	第1号土壙		第5号墓穴跡人骨出土状況
	第2号土壙		第6号墓穴跡
	第5・6・10号土壙		第6号墓穴跡人骨出土状況
図版3	第7～9号土壙		第9号墓穴跡
	第1号井戸跡		第9号墓穴跡人骨出土状況
	第2号井戸跡		第1号不明遺構
	第2号井戸跡出土遺物	図版6	第1号住居跡出土遺物
	第1～3号溝跡		第2号住居跡出土遺物
	第4号溝跡		第3号住居跡出土遺物
	第5・6号溝跡		第4号住居跡出土遺物
	第9・10号溝跡		
図版4	第11号溝跡	図版7	第4号住居跡出土遺物
	第1号墓穴跡		第5号住居跡出土遺物
	第1号墓穴跡人骨出土状況		第4号土壙出土遺物
	第2号墓穴跡		遺構外出土カワラケ
	第2号墓穴跡人骨出土状況		第6号墓穴跡出土数珠
	第3号墓穴跡	図版8	調査区内出土古銭(1)
	第3号墓穴跡人骨出土状況		
	第4号墓穴跡	図版9	調査区内出土古銭(2)

## 表 目 次

表1	調査区内出土古銭一覽	19
----	------------	----

# I 調査の概要

## 1. 発掘調査に至る経過

埼玉県では「首都機能の一翼を担う自立性の高い都市形成」を目指して、さいたま新都心事業を推進している。事業推進に当たっては地域文化、歴史などの資源を活用し、環境と生活に配慮しながら、地域経済の発展に寄与する周辺市街地の計画的な土地利用、まちづくりを行っている。

こうした施策の一環として、さいたま新都心の基盤整備が計画され、上・中・下水道、電気、通信網などとともに、周辺街路の整備を促進しているところである。

埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課では、このような施策の推進と文化財の保護について、従前から関係部局との事前協議を重ね、調整を図ってきたところである。

都市計画道路八幡通り線にかかる埋蔵文化財の所在および取扱については、平成9年2月10日付け新都事第239号で、埼玉県住宅都市部新都心事業課長（当時）から埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課長あて照会があった。文化財保護課では確認調査を実地し、その結果をもとに、平成9年3月17日付け教文第1660号で、与野東遺跡の取扱について次のように回答した。

## 2. 発掘調査・報告書作成の経過

（調査）

与野東遺跡の調査は、平成9年6月16日から平成9年7月31日にわたって実施した。調査対象に関わる面積は649㎡であった。

6月中旬に重機による表土除去を行い、遺構の確認作業を進めて行った。6月下旬に遺構の確認作業と個別遺構の発掘作業をし、順次写真撮影を進めていった。

7月上旬に遺構の平面図を作成し、7月中旬に調査が終わり航空写真撮影を行い、7月下旬に埋め戻し後、機材を撤収して発掘調査を終了した。

### 1 埋蔵文化財の所在

名称	種別	時代	所在地
与野東遺跡 (03-046)	集落跡	旧石器・縄文・古墳	与野市与野 727-7

### 2 取扱い

上記の埋蔵文化財包蔵地は、現状保存することが望ましいが、事業計画上やむを得ず現状を変更する場合は、事前に文化財保護法第57条の3の規定に基づく文化庁長官当への発掘通知を提出し、記録保存のための発掘調査を実施すること。

発掘調査については、実施機関である財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団と新都心事業課と文化財保護課の三者により調査方法、期間、経費などを中心に協議が行われた。その結果、平成9年6月16日から平成9年7月31日までの期間で、実施することになった。

文化財保護法第57条の3の規定による埋蔵文化財発掘通知が埼玉県知事から提出され、第57条1項の規定による発掘調査届が財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団理事長から提出された。

発掘調査に係る通知は以下のとおりである。

与野東遺跡 平成9年6月17日付け教文第2-55号  
(文化財保護課)

(整理・報告書作成)

整理作業は、平成11年9月1日から平成11年12月31日にわたって実施した。

9月当初から遺物の水洗と注記を行い、9月中旬には図面の整理、遺物の接合を行い、9月下旬からは遺構の第二次原図作成、実測作業を行った。

10月上旬には、図面のトレース作業を開始した。

10月中旬には、遺構・遺物図面の仮版組を行い、本文の執筆を開始し、観察表作成、写真撮影を行った。

10月下旬に編集作業を進め、10月末に入札、11月の校正作業を経て、12月末に報告書を印刷し、発行した。

### 3. 発掘調査、整理・報告書作成の組織

主体者 財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

#### (1) 発掘調査 (平成9年度)

理事長 荒井 桂  
副理事長 富田 真也  
専務理事 塩野 博  
常務理事兼管理部長 稲葉 文夫  
理事兼調査部長 梅沢太久夫

#### 管理部

専門調査員兼経理課長 関野 栄一  
主任 江田 和美  
主任 福田 昭美  
主任 菊池 久  
庶務課長 依田 透  
主任 西沢 信行  
主任 長滝美智子  
主任 腰塚 雄二

#### 調査部

調査部副部長 今泉 泰之  
調査第三課長 浅野 晴樹  
主任調査員 金子 直行  
調査員 佐々木健策

#### (2) 整理事業 (平成11年度)

理事長 荒井 桂  
副理事長 飯塚誠一郎  
常務理事兼管理部長 広木 卓

#### 管理部

管理部副部長兼経理課長 関野 栄一  
主任 福田 昭美  
主任 腰塚 雄二  
主任 菊池 久  
庶務課長 金子 隆  
主任 田中 裕二  
主任 江田 和美  
主任 長滝美智子

#### 資料部

資料部長 高橋 一夫  
専門調査員兼資料部副部長 石岡 憲雄  
主任調査員 大屋 道則

## II 遺跡の立地と環境

埼玉県は、西部を占める上武・奥秩父・外秩父の各山地と、中心部を南北に連なる丘陵・台地、そして、北部から東部に広がる利根川・中川・荒川によって形成された低地帯の3つに大別することができる。

丘陵・台地・低地は、関東平野の一部をなしているが、この低地は更に、県北東部の利根川中流低地と、県南東部の東部低地に分けられる。東部低地は、中央に孤立する大宮・安行・蓮田・岩槻・白岡・慈恩寺の各台地からなる台地群をはさんで、東が中川低地、西が荒川低地とよばれている。

与野東遺跡が所在する与野市は、荒川低地をのぞむ大宮台地南西部に立地している。台地内は中小河川による開析がすすみ、樹枝状の谷系が発達し、西から指扇・与野・浦和・大和田片柳の各支台に区分できる。この中で、与野東遺跡は与野支台に位置している。台地上面付近の標高は10～15m程度である。

周辺地域には、各支台の縁辺を中心に、多数の遺跡が濃密に分布している。

旧石器時代では、明花向遺跡A区、陣屋遺跡、真土遺跡、神明遺跡、大古里遺跡、松木遺跡、馬場北遺跡、原遺跡、内道西遺跡、間ノ谷遺跡等が知られている。

縄文時代に入ると、遺跡の立地傾向は台地上に広く展開する。

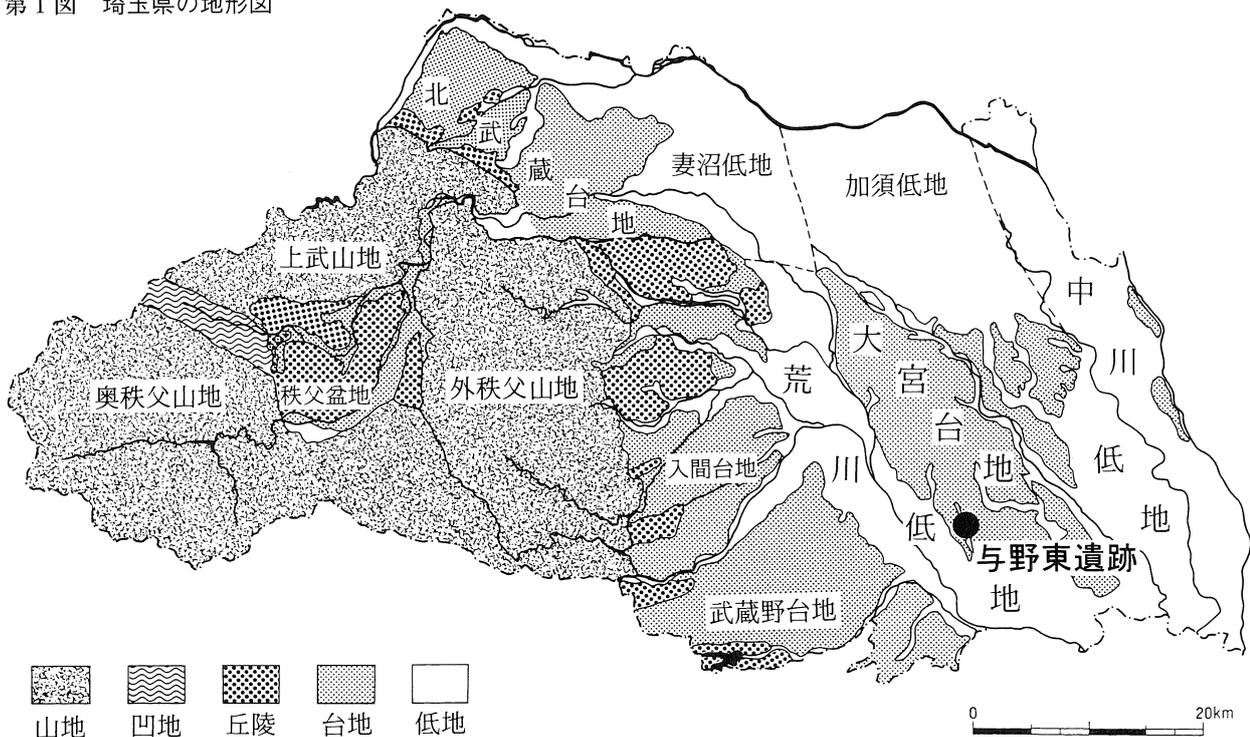
中期から後期初頭では、浦和支台の中里前原遺跡、根岸遺跡、日進与野支台の西浦遺跡、日進与野支台の巽遺跡、札ノ辻遺跡、本柰遺跡、浦和支台西部の馬場小室山遺跡、原山坊ノ在家遺跡等がある。

古墳時代中期になると、日進与野支台に白鍬塚山古墳が出現する。日進与野支台には白鍬宮腰遺跡、山久保遺跡、札ノ辻遺跡、浦和支台には別所遺跡、笠間神社遺跡、芝川右岸の水深北遺跡等がある。

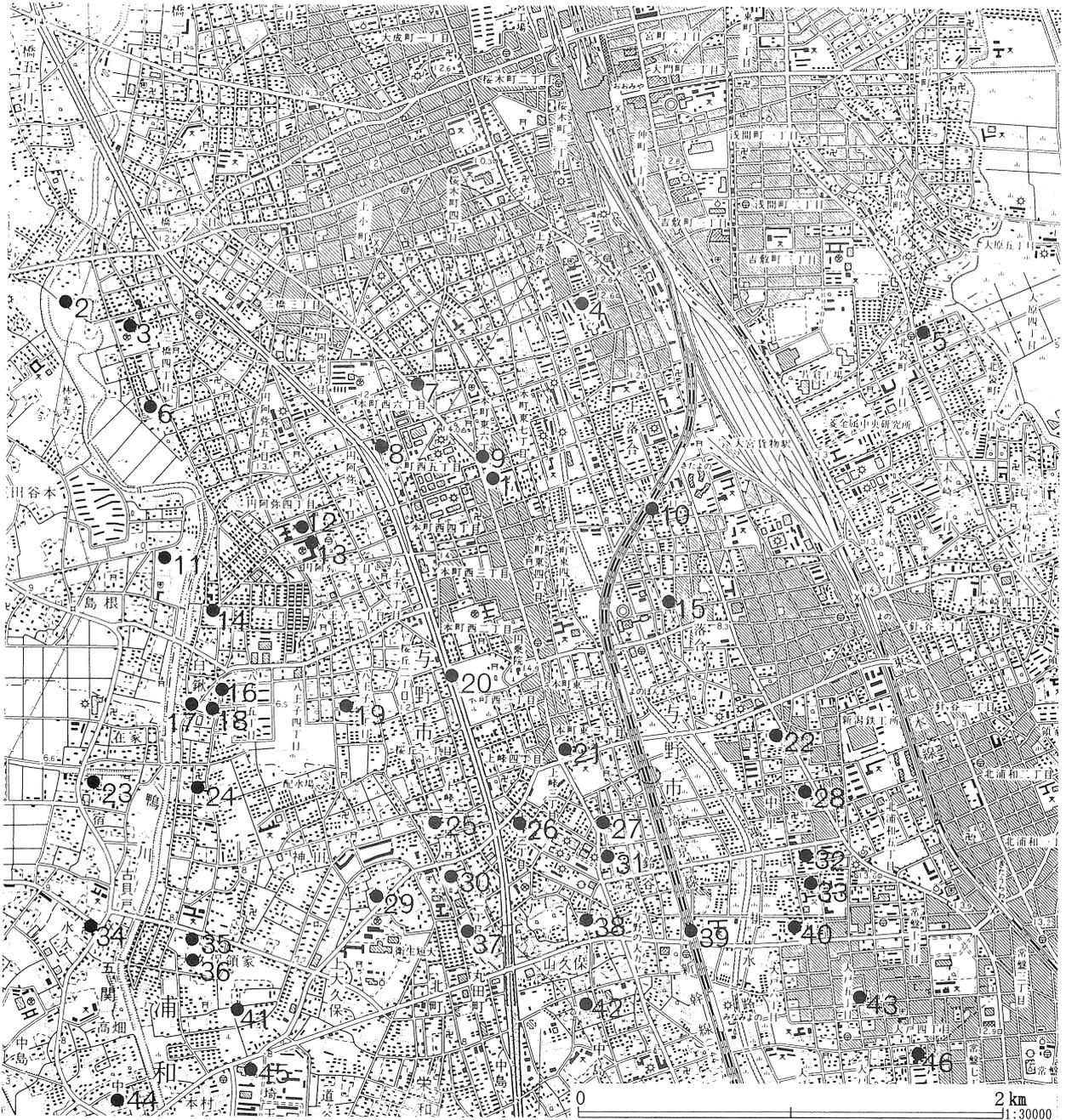
後期には、台地上および自然堤防上に広く群集墳が形成される。日進与野支台縁辺に密集する白鍬古墳群、大久保古墳群、側ヶ谷戸古墳群、植水古墳群、中島古墳群等が著名である。

同時期の集落は、古墳群と関連した立地条件に成立

第1図 埼玉県の地形図

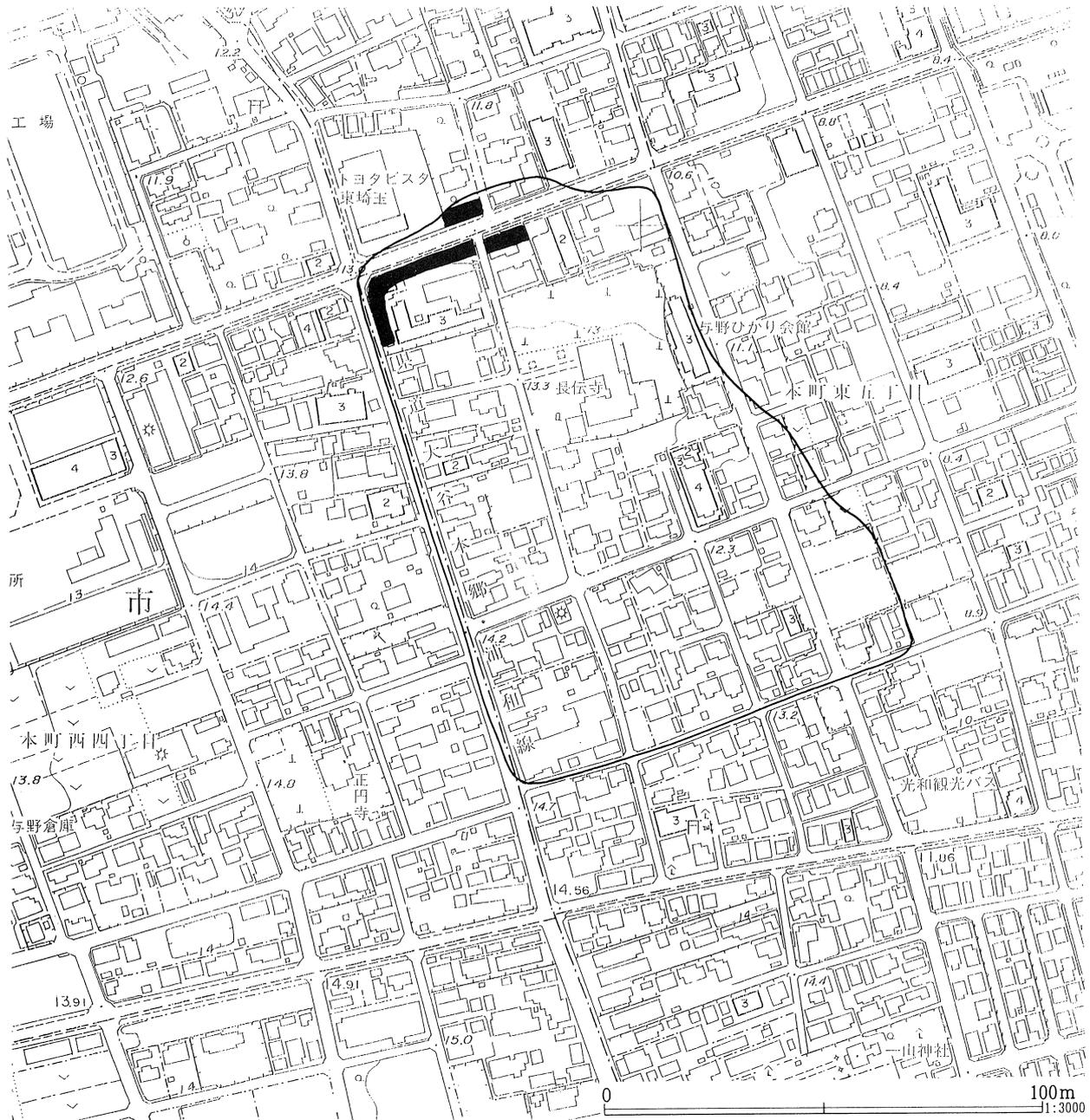


第2図 周辺の遺跡



- |              |             |            |             |
|--------------|-------------|------------|-------------|
| 1 与野東遺跡      | 2 水判土・堀の内遺跡 | 3 間ノ谷遺跡    | 4 関東遺跡      |
| 5 B-5号遺跡     | 6 B-105号遺跡  | 7 小村田遺跡    | 8 小村田西遺跡    |
| 9 小村田東遺跡     | 10 神明遺跡     | 11 根切遺跡    | 12 西浦遺跡     |
| 13 小村田館遺跡    | 14 白鍬宮腰遺跡   | 15 笠間神社遺跡  | 16 八王子殿ノ前遺跡 |
| 17 白鍬塚山古墳    | 18 白鍬遺跡     | 19 八王子前原遺跡 | 20 寺田遺跡     |
| 21 異遺跡       | 22 中里宮前遺跡   | 23 観音寺境内遺跡 | 24 宮田墓地遺跡   |
| 25 内道西遺跡     | 26 真土遺跡     | 27 矢垂遺跡    | 28 二度栗山遺跡   |
| 29 上大久保新田遺跡  | 30 諏訪坂遺跡    | 31 矢垂館遺跡   | 32 中里前原北遺跡  |
| 33 中里前原遺跡    | 34 古貝戸遺跡    | 35 大泉院境内遺跡 | 36 大久保領家遺跡  |
| 37 陣屋遺跡      | 38 山久保遺跡    | 39 札の辻遺跡   | 40 上太子遺跡    |
| 41 大久保領家片町遺跡 | 42 本奎遺跡     | 43 曲庭遺跡    | 44 五関中島遺跡   |
| 45 本村遺跡      | 46 大戸本村遺跡   |            |             |

第3図 遺跡周辺の地形図



している。日進与野支台と荒川低地に形成された自然堤防上の根切遺跡第3地点、水判土・堀の内遺跡、堤根遺跡、上大久保新田遺跡、本村遺跡、B-105遺跡、塚本東耕地遺跡、古貝戸遺跡、諏訪坂遺跡等が知られている。

奈良・平安時代では多くの集落が検出されている。浦和支台には墨書土器を出した八王子前原遺跡をはじめ、上峰遺跡、寺田遺跡、日進与野支台から荒川低地

にかけては、白鍬宮腰遺跡、水判土・堀の内遺跡、根切遺跡、観音寺境内遺跡、大泉院境内遺跡、宮田墓地遺跡、大久保領家片町遺跡、本村遺跡等があげられる。

律令期の生産遺跡には荒川低地に広がる大久保条里遺跡がある。

中世の遺跡には、大久保領家遺跡、根切遺跡、真鳥山城遺跡、矢垂遺跡、小村田館跡等がある。これらの館跡は、鎌倉街道中道伝承路に沿って点在している。

### Ⅲ 遺跡の概要

与野東遺跡は、JR埼京線北与野駅の西側、約800mの所に位置していた。地形的には、大宮台地西側の与野支台上にあたり、与野支台東側平坦部に立地した遺跡であった。

東側は鴻沼排水路が中央を南側に流れる高沼低地へと下っており、調査区は台地の際に存在していた。

今回報告する与野東遺跡は、与野市の遺跡調査会が平成9年度に調査を実施した与野東遺跡のすぐ北側である。また、小村田遺跡とは、道路を挟んで北側で接しており、これらの遺跡からは、縄文時代中期や古墳時代後期の竪穴住居跡が検出されている。

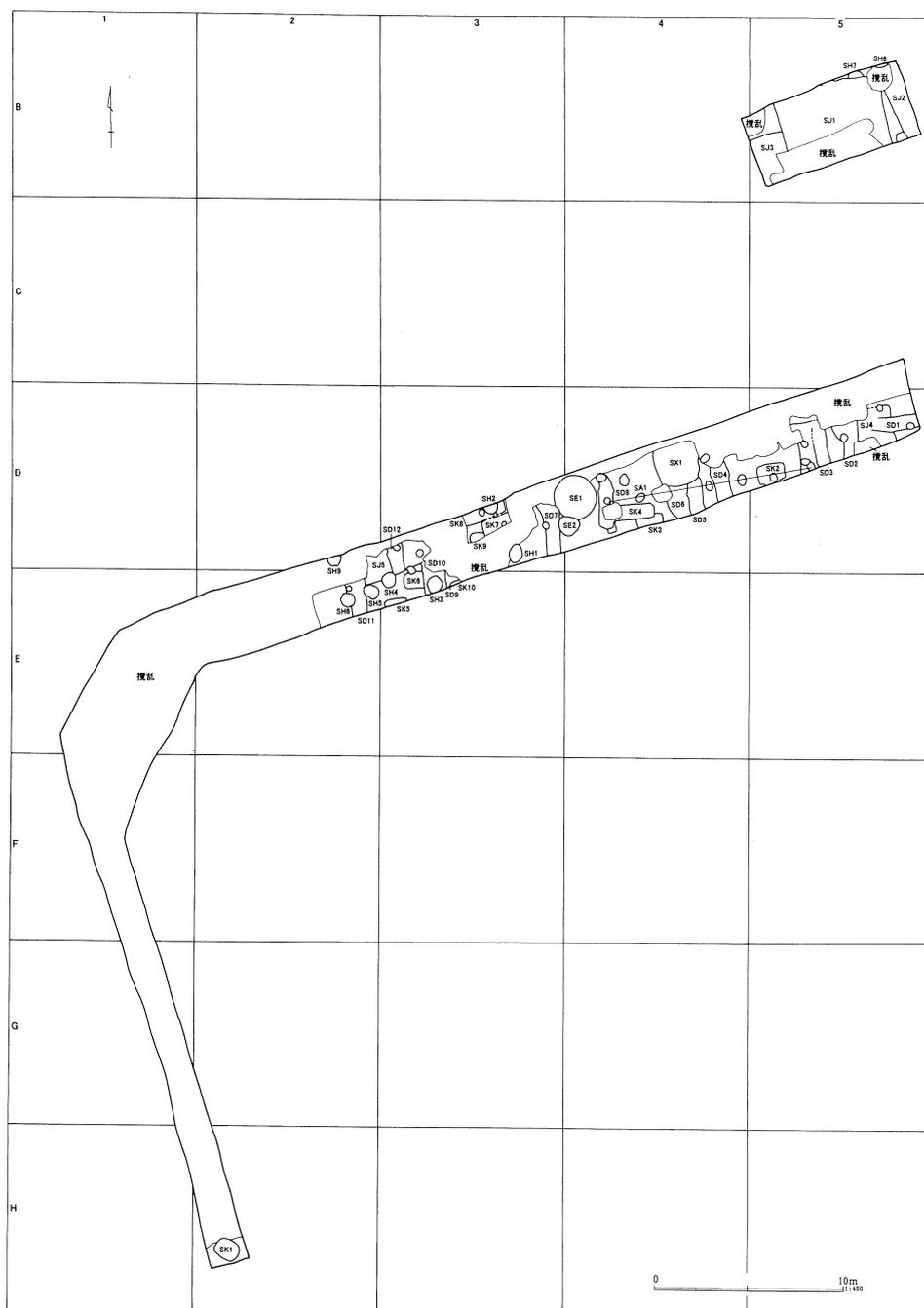
与野東遺跡では、調査区の多くの場所で攪乱が認められ、遺構の遺存状況は、良好ではなかった。

検出した遺構は、竪穴住居跡が5軒、近世の墓穴跡が9基、溝跡が12条、土壇が10基、柵列跡が1列、井戸跡が2基、不明遺構が1基などであった。

竪穴住居跡は、出土遺物から古墳時代後期のものと

考えられた。土壇も、古墳時代後期のものが1基確認できたが、他は近世のものであった。溝跡や柵列跡、不明遺構も覆土の状況から近世のものであると考えられた。墓穴跡は、寛永通宝、数珠が共伴しており、江戸時代のものであった。人骨も遺存していた。縄文時代の遺構は検出できなかった。

第4図 与野東遺跡調査区全体図



# IV 遺構と遺物

## 1. 住居跡

### 第1号住居跡 (第5～7図)

第1号住居跡はB-5グリッドから検出した。

住居跡の南側は攪乱のため検出できなかった。

形態は方形で主軸方位はN-10°-Wであった。規模は、短軸長2.8m、深さ7cm程度であった。

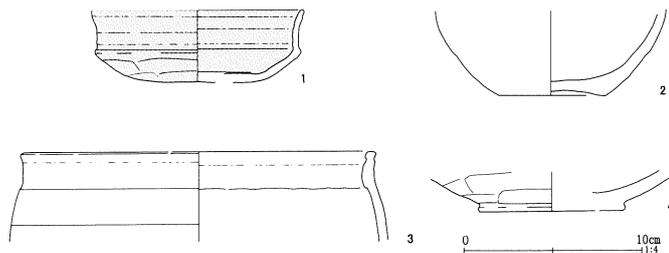
壁は明瞭で、北側からカマドが検出できた。貯蔵穴は、カマドの右側から検出できた。床面は明瞭で、壁溝は、北西隅・南側で一部途切れるが検出できた。柱穴は2本検出できた。

住居跡は、SJ 3、SH 7と重複していた。重

複関係は、SJ 3・SH 7を切っていた。

実測可能な遺物として、坏、甕、壺、古銭などを覆土中から検出した。

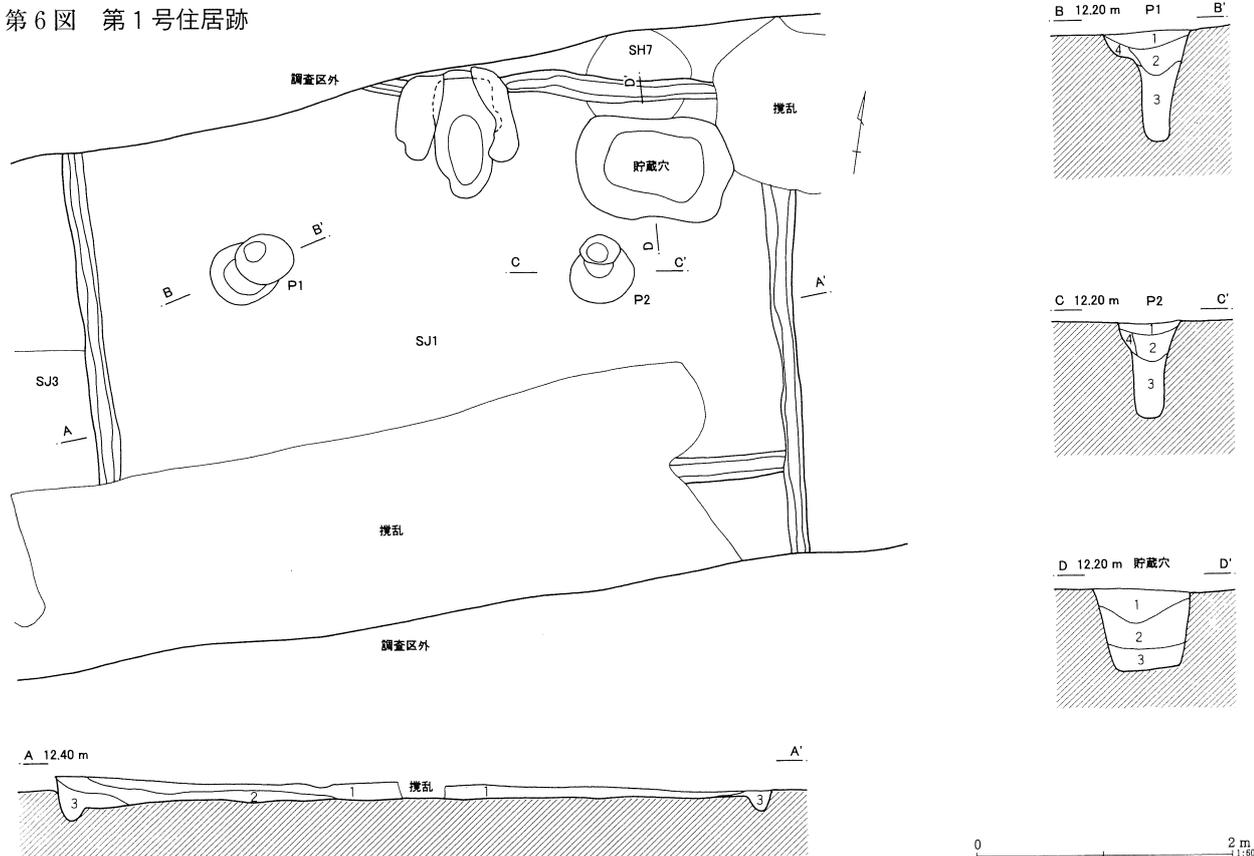
第5図 第1号住居跡出土遺物



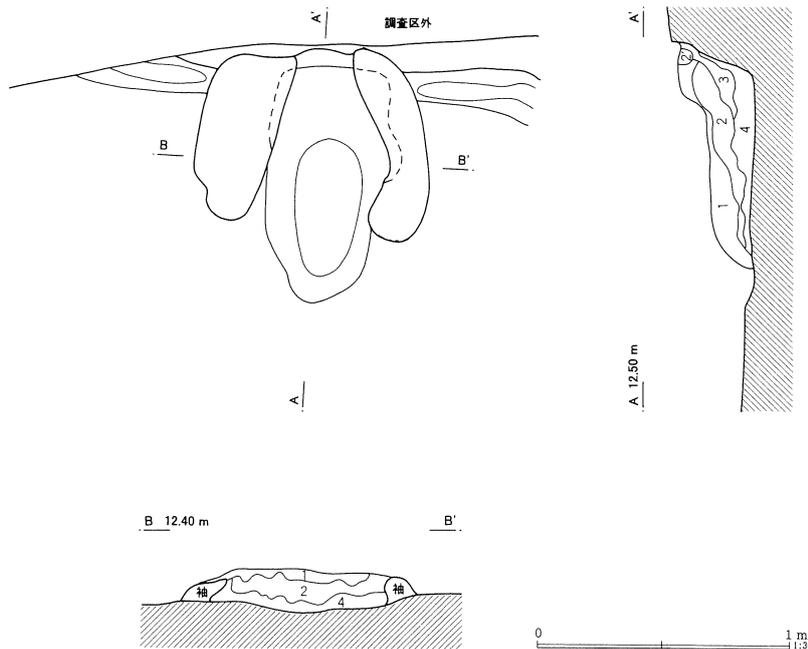
第1号住居跡出土遺物観察表

No.	器種	口径/cm	器高/cm	底径/cm	胎土	焼成	色調	残存率/%	備考
1	土師器 坏	12.0	12.1	12.2	A, C, E, K	3	褐色	20	
2	土師器 甕		(4.3)	6.0	A, C, D, E, K	3	黒褐色	30	
3	土師器 甕	20.1	(5.2)		A, C	3	茶褐色	20	
4	土師器 甕		(2.3)	(8.0)	A, C, E, K	3	橙褐色	10	

第6図 第1号住居跡



第7図 第1号住居跡カマド



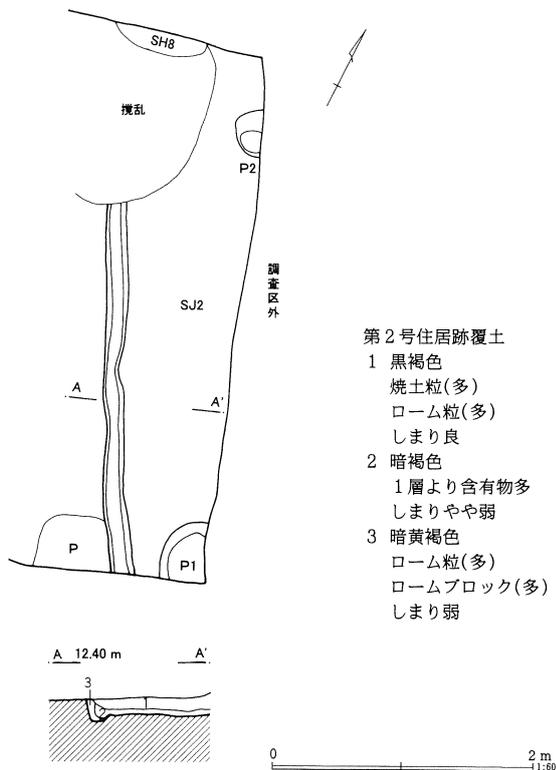
- 第1号住居跡覆土
- 1 暗褐色 ローム粒(多) ロームブロック(少)  
炭化物・焼土粒(微)
  - 2 暗茶褐色 ローム粒・ロームブロック(多)  
しまり良
  - 3 黒褐色 ローム粒(多) しまり弱

- 第1号住居跡 ビット1・2覆土
- 1 暗褐色 ローム粒・ロームブロック(少)  
焼土粒(少)
  - 2 暗褐色 ロームブロック(少) しまりやや欠
  - 3 黄褐色 ロームブロック(多)
  - 4 暗黄褐色 ローム粒・ロームブロック しまり良

- 第1号住居跡貯蔵穴覆土
- 1 暗褐色 ローム粒・ロームブロック(少)  
しまりやや良
  - 2 黒褐色 ローム粒(少) しまりやや弱
  - 3 暗黄褐色 ローム粒・ロームブロック(多)  
しまり欠

- 第1号住居跡カマド覆土
- 1 黒褐色 白色粘土・焼土粒子(多)
  - 2 褐色 カマド主体部粘土崩落層
  - 3 橙褐色 焼土粒(多) 炭化物(少)
  - 4 暗褐色 焼土粒子・炭化物(多) しまり良

第8図 第2号住居跡



- 第2号住居跡覆土
- 1 黒褐色 焼土粒(多)  
ローム粒(多)  
しまり良
  - 2 暗褐色 1層より含有物多  
しまりやや弱
  - 3 暗黄褐色 ローム粒(多)  
ロームブロック(多)  
しまり弱

第2号住居跡 (第8・9図)

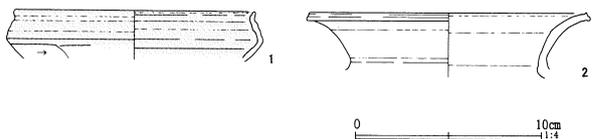
第2号住居跡は、B-5グリッドから検出した。住居跡の西側の壁溝の一部が検出できた。

形態は不明で、主軸方位はN-23°-Wであった。規模は、長軸長不明、短軸長不明、深さ7cm程度であった。

壁は明瞭であり、南側からカマドが検出できた。床面は明瞭で、壁溝は、南西側から一部検出できた。柱穴は2本検出できた。

実測可能な遺物として、坏、甕などを覆土中から検出した。

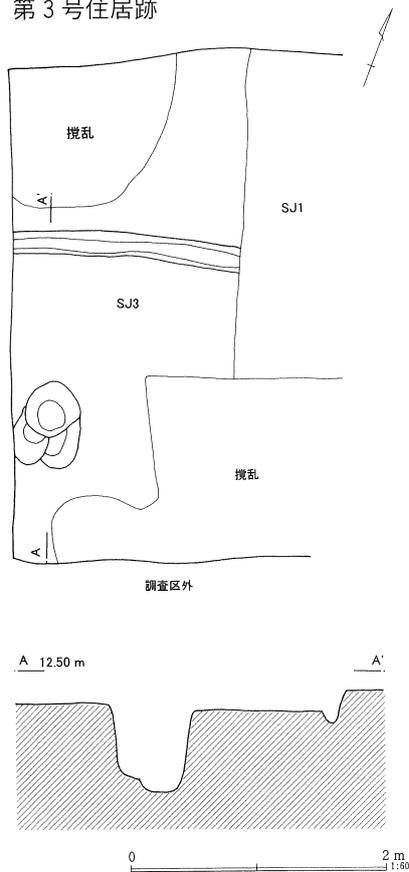
第9図 第2号住居跡出土遺物



第2号住居跡出土遺物観察表

No.	器種	口径/cm	器高/cm	底径/cm	胎土	焼成	色調	残存率/%	備考
1	土師器 坏	13.1	(2.7)		A, C, E, K	3	褐色	10	
2	土師器 壺	14.9	(3.5)		A, C, D	3	褐色	20	

第10図 第3号住居跡



第3号住居跡 (第10・11図)

第3号住居跡は、B-4・5グリッドから検出した。住居跡の東側はSJ 1のため、東南側は攪乱のため、西から南側は調査区外のため検出できなかった。

形態は不明で、主軸方位はN-19°-Wであった。規模は長軸長不明、短軸長不明、深さ8 cm程度であった。

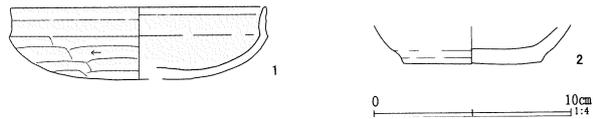
壁は明瞭であり、カマドは検出できなかった。床面は明瞭で、壁溝は、北側から一部検出できた。柱穴は1本検出できた。

住居跡は、SJ 1と重複していた。重複関係は、SJ 1に切られていた。

実測可能な遺物として、坏、甕、古銭などを覆土中から検出した。

覆土は、自然堆積の状況を呈していた。

第11図 第3号住居跡出土遺物



第3号住居跡出土遺物観察表

No.	器種	口径/cm	器高/cm	底径/cm	胎土	焼成	色調	残存率/%	備考
1	土師器 坏	13.0	3.7		A, C	3	褐色	30	
2	土師器 壺		(1.9)	7.0	A, C	3	褐色	40	

第4号住居跡 (第12・13図)

第4号住居跡は、D-5グリッドから検出した。住居跡の北側は一部攪乱のため、南側は調査区外のため検出できなかった。

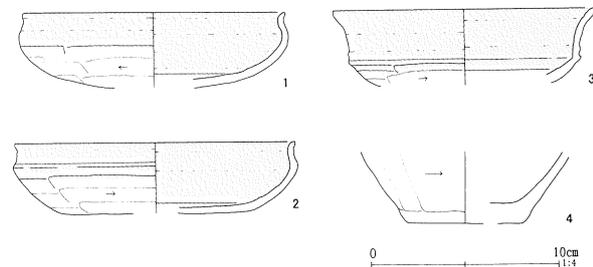
形態は方形で、主軸方位はN-10°-Wであった。規模は長軸長2.6 m、深さ5 cm程度であった。

壁は明瞭であったが、カマドは検出できなかった。貯蔵穴は、東側と西側からそれぞれ1ヶ所検出できた。床面は明瞭で、壁溝はほぼ全周していた。柱穴は2本検出できた。

住居跡は、SD 2・3、SA 1と重複していた。重複関係は、SD 2・3に切られ、SD 1を切っていた。

実測可能な遺物として、坏、甕を検出した。

第12図 第4号住居跡出土遺物



第4号住居跡出土遺物観察表

No.	器種	口径/cm	器高/cm	底径/cm	胎土	焼成	色調	残存率/%	備考
1	土師器 坏	14.0	(4.0)		A, C, E, K	3	褐色	40	
2	土師器 坏	15.0	(4.8)		A, C, D, E, K	3	淡褐色	20	
3	土師器 坏	14.0	(4.1)		A, C, E, K	3	褐色	20	
4	土師器 甕		(3.9)	(6.0)	A, C, E, K	3	褐色	40	



## 2. 土壌

### 第1号土壌 (第16図)

第1号土壌は、H-2グリッドから検出した。

平面形態は、楕円形で、主軸方位はN-15°-Wであった。規模は、長軸1.3m、短軸1.0m、深さ1.1m程度であった。

調査区内では、最も深い土壌であったが、時期や用途を特定できなかった。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

覆土は、自然堆積の状況を呈していた。

### 第2号土壌 (第16図)

第2号土壌は、D-5グリッドから検出した。

土壌の南側は調査区外のため検出できなかった。平面形態は、不整形で、主軸方位はN-15°-Wであった。規模は、長軸1.4m、短軸不明、深さ20cm程度であった。

土壌は、柵列(P2)と重複していた。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

覆土は、自然堆積の状況を呈していた。

### 第3号土壌 (第16図)

第3号土壌は、D-4グリッドから検出した。

土壌の南側は調査区外のため検出できなかった。平面形態は、隅丸方形で、主軸方位はN-5°-Wであった。規模は、長軸1.4m、短軸不明、深さ16cm程度であった。

土壌は、SK4によって切られていた。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

覆土は、自然堆積の状況を呈していた。

### 第4号土壌 (第16・17図)

第4号土壌は、D-4グリッドから検出した。

平面形態は、隅丸方形で、主軸方位はN-5°-Wであった。規模は、長軸不明、短軸0.8m、深さ36cm程度であった。

土壌は、SK3と重複していた。重複関係は、SK3を切って、攪乱に切られていた。

実測可能な遺物として、土師器杯を覆土中から検出したが、土壌との帰属関係は、明らかに出来なかった。

覆土は、自然堆積の状況を呈していた。

### 第5号土壌 (第16図)

第5号土壌は、E-3グリッドから検出した。

土壌の南側は調査区外のため検出できなかった。平面形態は、楕円形で、主軸方位はN-17°-Wであった。規模は、長軸1.2m、短軸不明、深さ10cm程度であった。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

覆土は、自然堆積の状況を呈していた。

### 第6号土壌 (第16図)

第6号土壌は、E-3グリッドから検出した。

平面形態は、楕円形で、主軸方位はN-86°-Eであった。規模は、長軸不明、短軸0.9m、深さ20cm程度であった。

土壌は、SD10と重複していた。重複関係は、SD10に切られ、P10を切っていた。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

覆土は、自然堆積の状況を呈していた。

### 第7・8号土壌 (第16図)

第7・8号土壌は、D-3グリッドから検出した。

土壌の北側は調査区外で他は攪乱のため検出できなかった。平面形態は、方形で、主軸方位はN-72°-Eであった。規模は、長軸不明、短軸不明、深さ30cm程度であった。

土壌は、SH2と重複していた。重複関係は、SH2、攪乱に切られていた。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

覆土は、自然堆積の状況を呈していた。

### 第9号土壌 (第16図)

第9号土壌は、D-3グリッドから検出した。

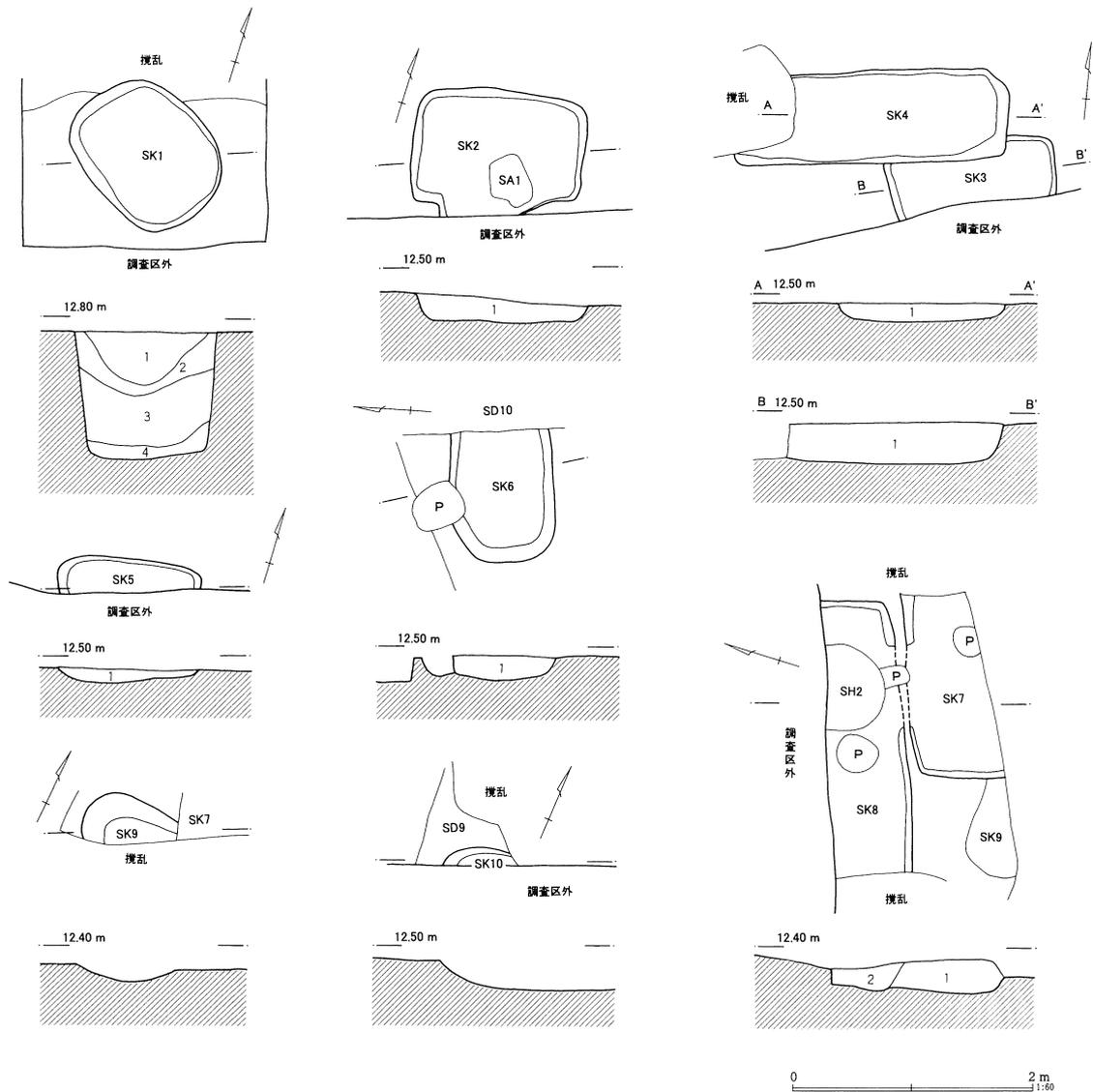
平面形態は、楕円形で、主軸方位はN-22°-Wであった。規模は、長軸不明、短軸不明、深さ15cm程度であった。

土壌は、SK7と重複していた。重複関係は、SK7、攪乱に切られていた。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

覆土は、自然堆積の状況を呈していた。

第16図 第1～10号土壌



第1号土壌覆土

- 1 黒褐色 ローム粒・ロームブロック(少) しまり強
- 2 暗褐色 ロームブロック・黒褐色土混入 ややしまり強
- 3 暗褐色 2層に同じ しまり欠
- 4 黒褐色 ローム粒(少) 粘性やや強 しまり弱

第2～8号土壌覆土

- 1 暗褐色 シルト質 ローム粒(多) 粘性弱 ロームブロック(多少)
- 2 暗褐色 シルト質 ローム粒(多) 粘性弱 ロームブロック(多)

第10号土壌 (第16図)

第10号土壌は、E-3グリッドから検出した。

土壌の南側は調査区外、東側は攪乱のため、検出できなかった。平面形態は不整形で、主軸方位はN-20°-Wであった。規模は、長軸不明、短軸不明、深さ20cm程度であった。

土壌は、SD9と重複していた。重複関係は、攪乱

に切られ、SD9を切っていた。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

覆土は、自然堆積の状況を呈していた。

第17図 第4号土壌出土遺物



第4号土壌出土遺物観察表

No.	器種	口径/cm	器高/cm	底径/cm	胎土	焼成	色調	残存率/%	備考
1	土師器 坏	12.0	(3.7)		A, C, E, K	3	褐色	10	

### 3. 溝跡

#### 第1号溝跡 (第18図)

第1号溝跡は、D-5グリッドから検出した。

溝跡の西側はSJ4のため、東側は調査区外のため、検出できなかった。

延長形態は曲線で検出範囲の距離は1.3m、幅は40cm、深さは6cm、延長方位はN-85°-Eであった。

溝跡は、SJ4と重複していた。重複関係は、SJ4に切られていた。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

#### 第2号溝跡 (第18図)

第2号溝跡は、D-5グリッドから検出した。

溝跡の北側は攪乱のため、南側は調査区外・攪乱のため、検出できなかった。

延長形態は直線で検出範囲の距離は0.9m、幅は0.4~0.7m、深さは8cm、延長方位はN-4°-Wであった。

溝跡は、SJ4と重複していた。重複関係は、SJ4を切っていた。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

#### 第3号溝跡 (第18図)

第3号溝跡は、D-5グリッドから検出した。

溝跡の北側は攪乱のため、南側は調査区外のため、検出できなかった。

延長形態は直線で、検出範囲の距離は1.0m、幅は、0.3m、深さは10cm、延長方位はN-11°-Wであった。

溝跡は、SJ4と重複していた。重複関係は、SJ4を切っていた。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

#### 第4号溝跡 (第18図)

第4号溝跡は、D-4グリッドから検出した。

溝跡の北西側は攪乱のため、南側は調査区外のため、検出できなかった。

延長形態は直線で、検出範囲の距離は1.0m、幅は、0.4~0.5m、深さは12cm、延長方位はN-19°-Wであった。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

#### 第5号溝跡 (第18図)

第5号溝跡は、D-4グリッドから検出した。

溝跡の北側はSX1のため、南側は調査区外のため、検出できなかった。

延長形態は直線で、検出範囲の距離は0.9m、幅は、0.5m、深さは10cm、延長方位はN-14°-Wであった。

溝跡は、SD6、SX1と重複していた。重複関係は、SX1に切られ、SD6を切っていた。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

#### 第6号溝跡 (第18図)

第6号溝跡は、D-4グリッドから検出した。

溝跡の北側はSX1のため、南側は調査区外のため、西側は一部攪乱のため検出できなかった。

延長形態は直線で、検出範囲の距離は0.8m、幅は、不明、深さは35cm、延長方位はN-14°-Wであった。

溝跡は、SD5、SX1と重複していた。重複関係は、SD5・SX1に切られていた。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

#### 第7号溝跡 (第18図)

第7号溝跡は、D-3グリッドから検出した。

溝跡の北側は攪乱とSE1のため、南側は調査区外のために検出できなかった。

延長形態は直線で、検出範囲の距離は1.4m、幅は、0.4~0.5m、深さは15cm、延長方位はN-5°-Wであった。

溝跡は、SE1・2と重複していた。

重複関係は、SE1・2に切られていた。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

#### 第8号溝跡 (第18図)

第8号溝跡は、D-4グリッドから検出した。

溝跡の北側は攪乱のため、検出できなかった。

延長形態は直線で、検出範囲の距離は1.5m、幅は、0.4m、深さは10cm、延長方位はN-0°-Eであった。

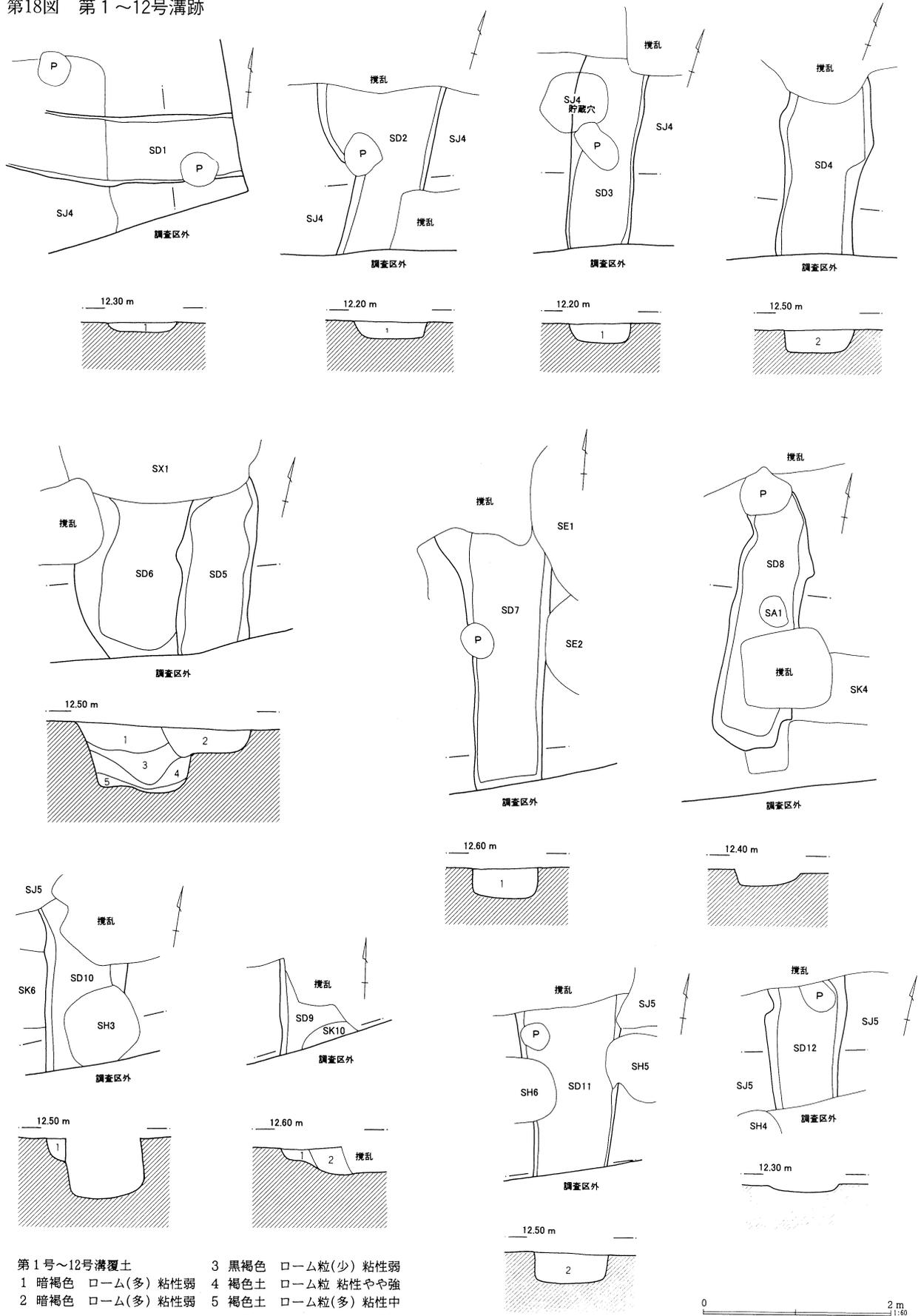
溝跡は、SK4と重複していた。重複関係は、SK4を切っていた。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

#### 第9号溝跡 (第18図)

第9号溝跡は、E-3グリッドから検出した。

第18図 第1~12号溝跡



溝跡の北・東側は攪乱のため、南側は調査区外のため、検出できなかった。

延長形態は直線で、検出範囲の距離は0.5m、幅は、不明、深さは5cm、延長方位はN-4°-Wであった。

溝跡は、SK10と重複していた。重複関係は、SK10に切られていた。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

#### 第10号溝跡（第18図）

第10号溝跡は、E-3グリッドから検出した。

溝跡の北側は攪乱のため、南側はSH3と調査区外のために検出できなかった。

延長形態は直線で、検出範囲の距離は0.9m、幅は、0.5m、深さは10cm、延長方位はN-8°-Wであった。

溝跡は、SJ5、SH3、SK6と重複していた。重複関係は、SJ5・SH3に切れ、SK6を切っていた。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

#### 第11号溝跡（第18図）

第11号溝跡は、E-2グリッドから検出した。

溝跡の北側はSJ5と攪乱のため、南側は調査区外のため、検出できなかった。

延長形態は直線で、検出範囲の距離は0.9m、幅は、0.5m、深さは20cm、延長方位はN-18°-Wであった。

溝跡は、SJ5、SH5・6と重複していた。

重複関係は、SJ5、SH5・6に切られていた。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

覆土は、自然堆積の状況を呈していた。

#### 第12号溝跡（第18図）

第12号溝跡は、D-3グリッドからE-3グリッドにかけて検出した。

溝跡の北側は攪乱のため、南側はSJ5・SH4のため、検出できなかった。

延長形態は直線で、検出範囲の距離は0.7m、幅は、0.5m、深さは5cm、延長方位はN-17°-Wであった。

溝跡は、SJ5、SA1と重複していた。重複関係は、SA1に切れ、SJ5を切っていた。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

覆土は、自然堆積の状況を呈していた。

## 4. 井戸跡

### 第1号井戸跡（第19図）

第1号井戸跡は、D-3・4グリッドから検出した。

平面形態は、円形であった。規模は、直径2.3mであった。深さは2.2mまで確認したが、壁面崩落の危険性から、底面までの確認は行わなかった。

井戸跡は、SE2と重複していた。重複関係は、SE2を切っていた。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

### 第2号井戸跡（第20図）

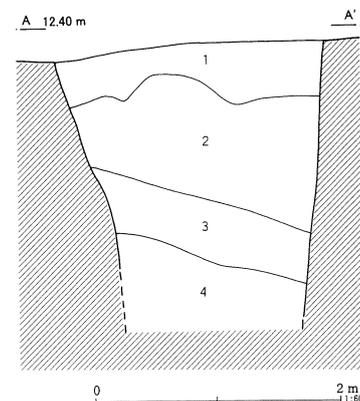
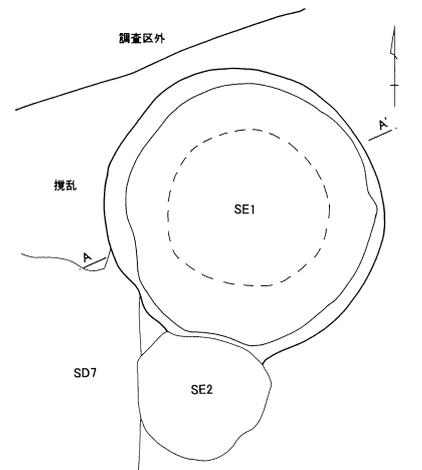
第2号井戸跡は、D-3・4グリッドから検出した。

平面形態は、円形であった。規模は、直径1.0mであった。深さは0.5mまで確認したが、壁面崩落の危険性から、底面までの確認は行わなかった。

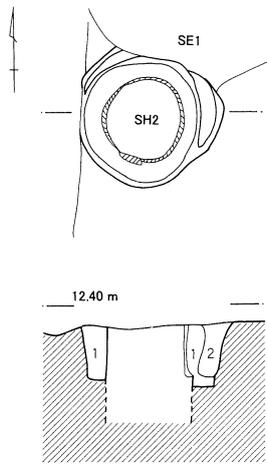
井戸跡は、SE1と重複していた。重複関係は、SE1に切られていた。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

第19図 第1号井戸跡



第20図 第2号井戸跡



- 第1号井戸覆土
- 1 黒褐色  
ローム粒 ロームブロック
  - 2 黄褐色  
ハードローム ブラックバンド
  - 3 黒色  
ロームブロック(多少)
  - 4 暗褐色  
ブラックバンド主体

- 第2号井戸覆土
- 1 黄褐色  
ローム主体 堀り方充填土  
しまり良
  - 2 黒色  
ローム粒(少) しまり良

## 5. 柵列跡

第1号柵列跡 (第21図)

第1号柵列跡は、D-4グリッドからD-5グリッドにかけて検出した。

列の延長形態は直線で、距離は12.2m、延長方位はN-12°-Wであった。

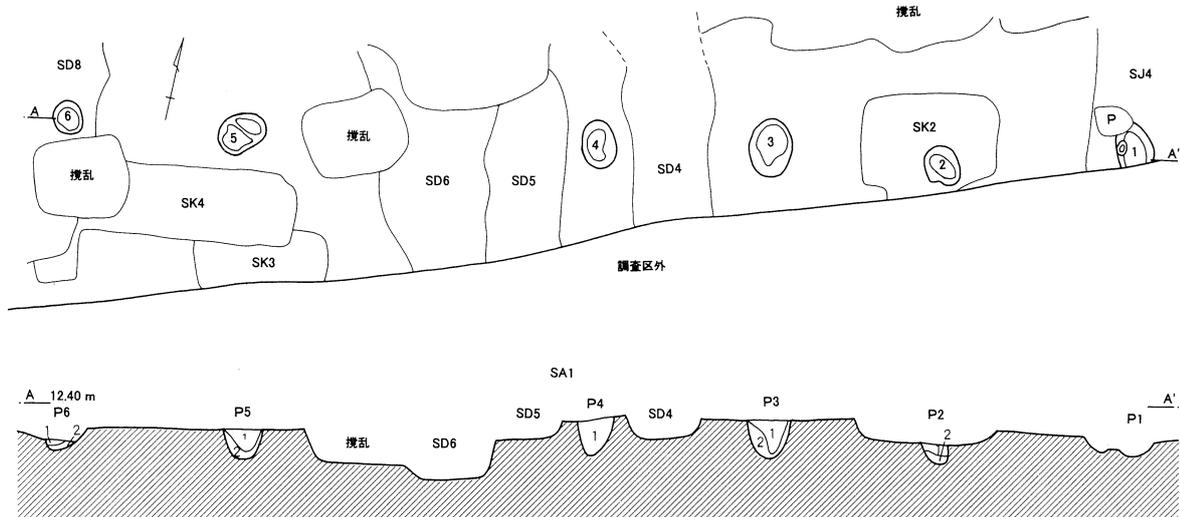
柵列跡は、SJ4、SK2、SD8と重複していた。

柱穴は6基で、平面形態は円形又は楕円形であり、規模は直径25~50cm、深さは10~30cmであった。明瞭な柱痕跡は検出されなかった。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

時期も特定できなかった。

第21図 第1号柵列跡



- 第1号柵列覆土
- 1 暗褐色 ローム粒・ロームブロック(少)
  - 2 褐色土 ロームブロック起源風化土



## 6. 墓穴跡

第1号墓穴跡 (第22図)

第1号墓穴跡は、D-3グリッドから検出した。

平面形態は楕円形で、主軸方位はN-0°-Eであった。

規模は、長軸長1.0m、短軸長0.7m、深さ60cm程度であった。

人骨が遺存していた。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

第2号墓穴跡 (第22図)

第2号墓穴跡は、D-3グリッドから検出した。

墓穴跡の北側は調査区外のため、検出できなかった。

平面形態は不整円形で、主軸方位はS-73°-Wであった。

規模は、直径0.7m、深さ80cm程度であった。

墓穴跡は、SK8と重複していた。重複関係は、明らかに出来なかった。

遺物として古銭を覆土中から検出した。

人骨が遺存していた。

### 第3号墓穴跡 (第22図)

第3号墓穴跡は、E-3グリッドから検出した。  
墓穴跡の南側は調査区外のため、検出できなかった。  
平面形態は不整円形で、主軸方位はN-20°-Wであった。

規模は、長軸長0.8m、短軸長不明、深さ60cm程度であった。

墓穴跡は、SD10と重複していた。重複関係は、SD10を切っていた。

遺物として、古銭を覆土中から検出した。

人骨も遺存していた。

### 第4号墓穴跡 (第22図)

第4号墓穴跡は、E-3グリッドから検出した。

平面形態は円形で、主軸方位はN-0°-Eであった。  
規模は直径0.8m、深さ70cm程度であった。

重複関係は、SJ5を切っていた。

遺物として古銭を覆土中から検出した。

人骨も遺存していた。

### 第5号墓穴跡 (第22図)

第5号墓穴跡は、E-2グリッドから検出した。

平面形態は不整円形で、主軸方位はN-0°-Eであった。

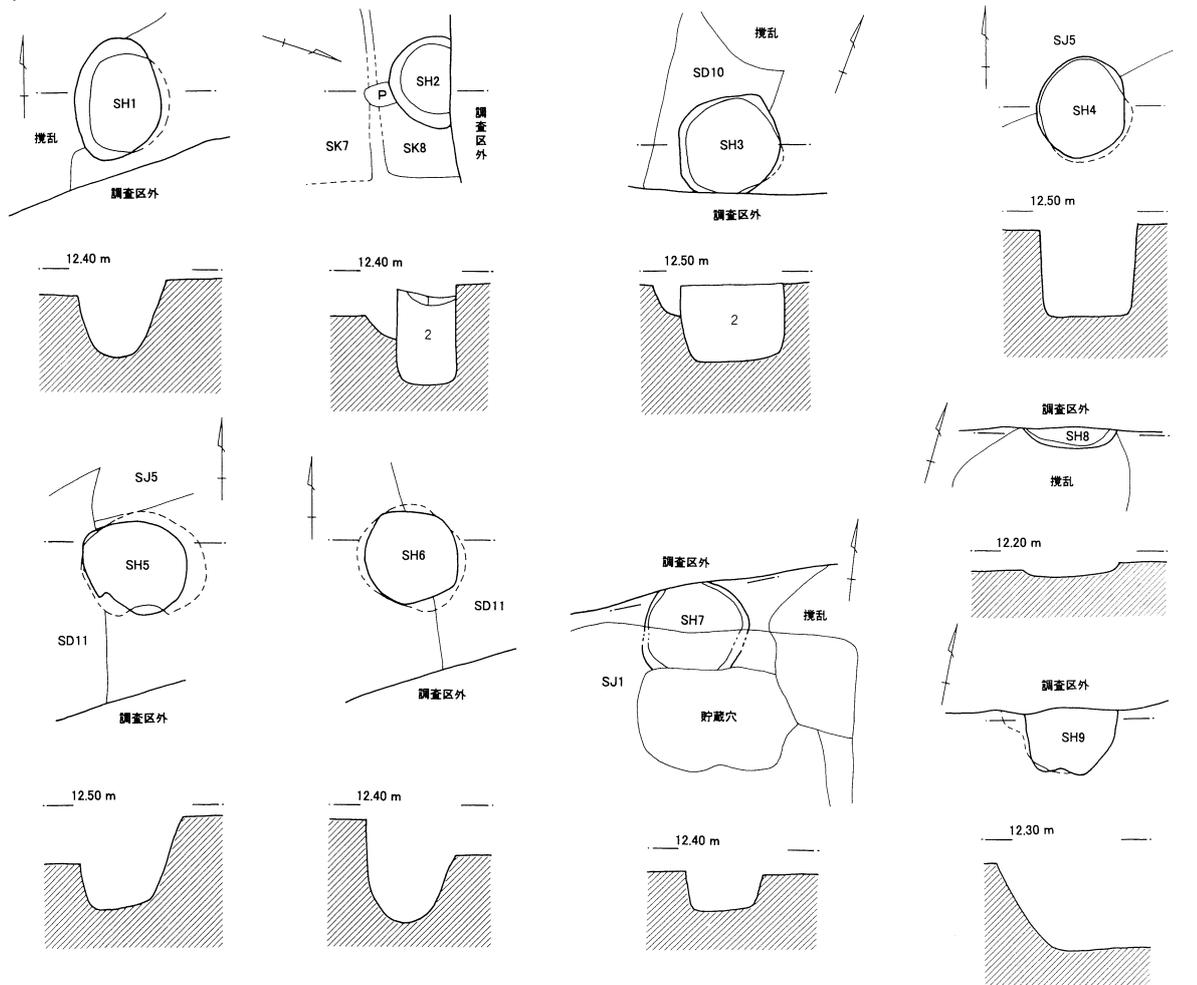
規模は、直径0.8m、深さ70cm程度であった。

重複関係は、SD11を切っていた。

遺物として古銭を覆土中から検出した。

人骨も遺存していた。

第22図 第1～9号墓穴跡



第1号～9号墓穴覆土

- 1 黒褐色 シルト質 ローム粒(少) 粘性弱 しまり欠
- 2 暗褐色 ローム粒(多) ロームブロック・黒褐色土混入

0 2 m 1:60

## 第6号墓穴跡 (第22図)

第6号墓穴跡は、E-2グリッドから検出した。  
平面形態は円形で、主軸方位はN-0°-Eであった。  
規模は、直径0.8m、深さ80cm程度であった。  
重複関係は、SD11を切っていた。  
遺物として、古銭、数珠などを覆土中から検出した。  
人骨も遺存していた。

## 第7号墓穴跡 (第22図)

第7号墓穴跡は、B-5グリッドから検出した。  
墓穴跡の北側は調査区外のため、検出できなかった。  
平面形態は円形で、主軸方位はN-8°-Wであった。  
規模は、直径0.8m、深さ30cm程度であった。  
重複関係は、SJ1に切られていた。  
実測可能な遺物は、検出できなかった。

## 第8号墓穴跡 (第22図)

第8号墓穴跡は、B-5グリッドから検出した。  
墓穴跡の北側は調査区外のため、検出できなかった。  
平面形態は楕円形で、主軸方位はN-15°-Wであった。  
規模は、長軸長0.7m、短軸長不明、深さ10cm程度であった。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

## 第9号墓穴跡 (第22図)

第9号墓穴跡は、D-2グリッドから検出した。  
墓穴跡の北側は調査区外のため、検出できなかった。  
平面形態は不整形で、主軸方位はN-14°-Wであった。  
規模は、長軸長0.7m、短軸長不明、深さ70cm程度であった。  
遺物として、古銭を覆土中から検出した。  
人骨も遺存していた。

## 7. 不明遺構

### 第1号不明遺構 (第23図)

第1号不明遺構は、D-4グリッドから検出した。  
土壌の北側は攪乱のため、検出できなかった。  
平面形態は、隅丸方形で、主軸方位はN-17°-W

であった。

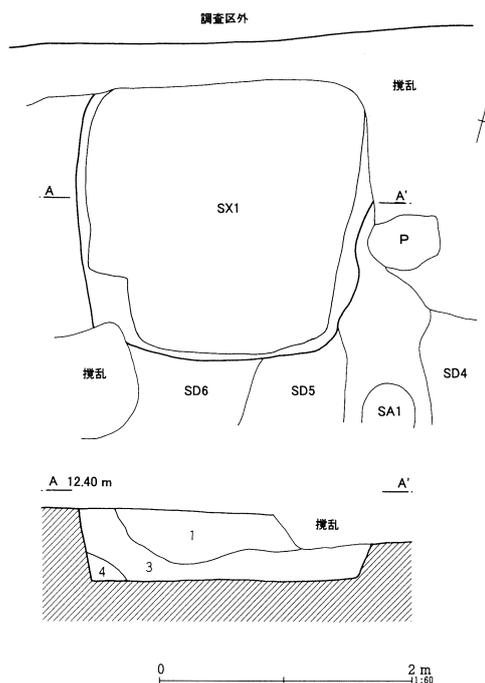
規模は、長軸長不明、短軸長1.1m、深さ47cm程度であった。

土壌は、SD5・6と重複していた。重複関係は、SD5・6を切っていた。

実測可能な遺物は、検出できなかった。

覆土は、自然堆積の状況を呈していた。

第23図 第1号不明遺構



第1号不明遺構覆土

- 1 黒褐色 ローム粒・ローム小ブロック
- 2 黒色 ロームブロック(多少)
- 3 暗褐色 ブラックバンド主体

## 8. 遺構外出土遺物 (第24・25図)

第24図1は、表土から検出したカワラケで、1/4程度の破片である。内外面ともに、口辺部中位から下位にかけて、黒色物質の付着が認められた。

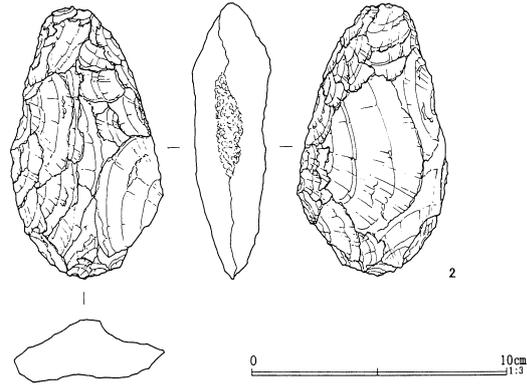
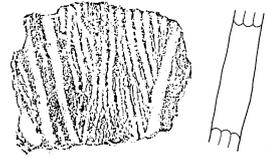
2は、B-5グリッドからカワラケで検出したもので、前者同様に1/4程度の破片である。内外面共に、黒色物質の付着は認められなかった。

両者共に、口辺部粘土を2単位の二指による挟み込みを伴ったヨコナデで成形しつつ調整している。1では、口辺部剰余粘土がヨコナデの2単位の間を集められ、2では、ヨコナデ下段と底部の境界に集められている。

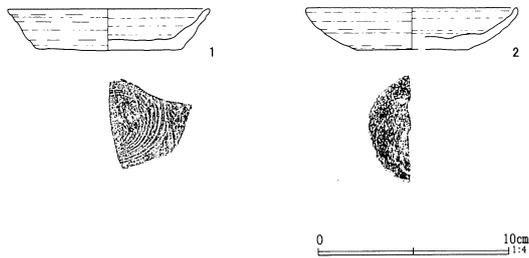
第25図1は、表土から検出した縄文土器の胴部破片である。縦方向の撚糸紋を地文として、竹管状工具による2本の平行沈線が垂下する。沈線間には意識的な磨り消しはなされていない。左側の懸垂文には、やや幅広の一本沈線が施文されており、何らかの胴部モチーフが展開するものと思われる。胎土には、大粒の白色砂粒、石英などを多く含む。焼成は良好で、内外面共に赤褐色を呈する。縄文中期、加曾利E式前半期の所産であると考えられる。

2は打製石斧で、水滴形に近い撥形を呈しており、黒色頁岩が用いられていた。

第25図 遺構外出土縄文時代遺物



第24図 遺構外出土カワラケ



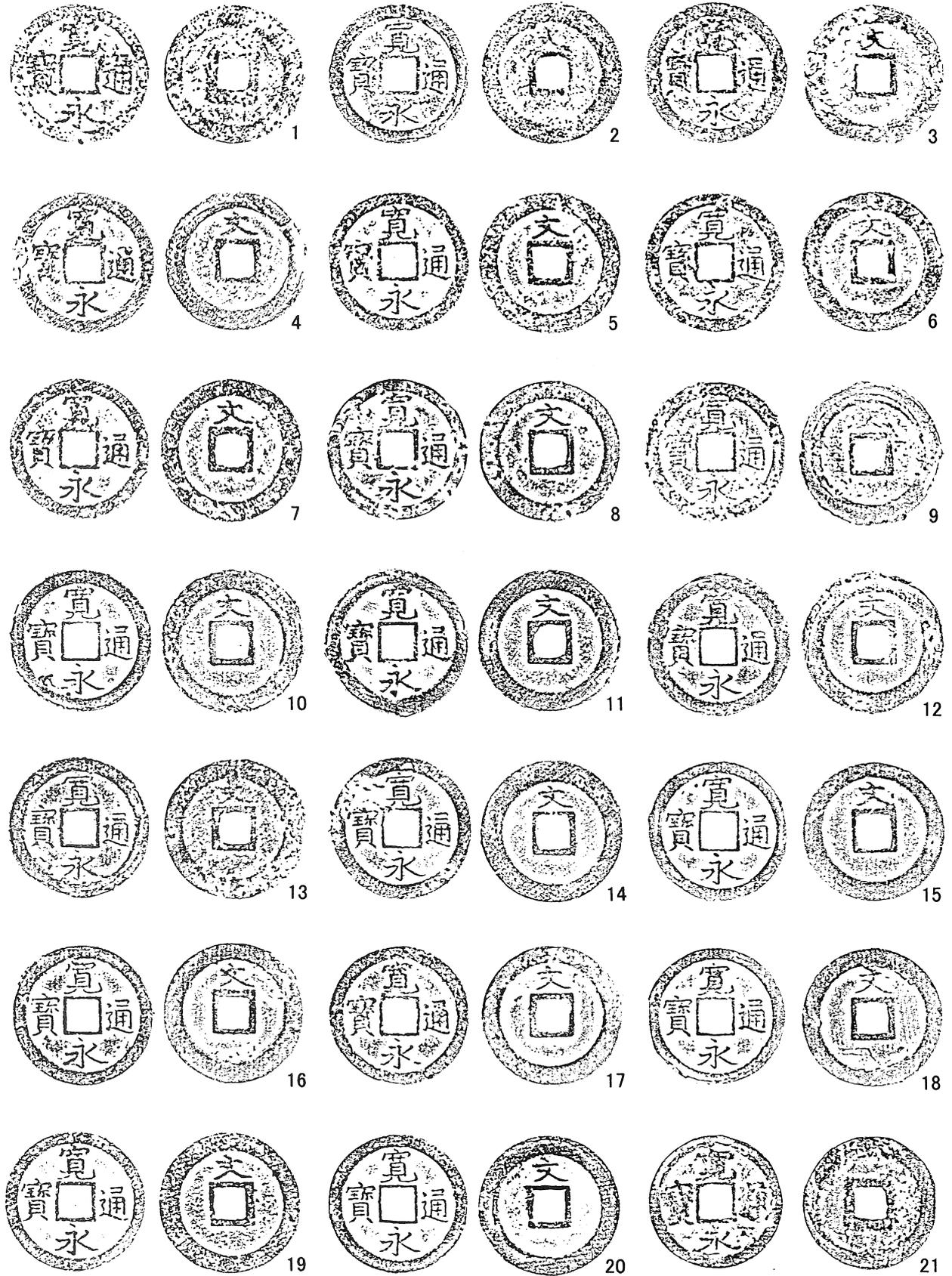
遺構外出土遺物観察表

No.	器種	口径/cm	器高/cm	底径/cm	胎土	焼成	色調	残存率/%	備考
1	カワラケ	10.7	2.2	7.6	B	4	褐色	30	
2	カワラケ	11.0	2.2	(5.8)	B, E	4	淡橙褐色	30	

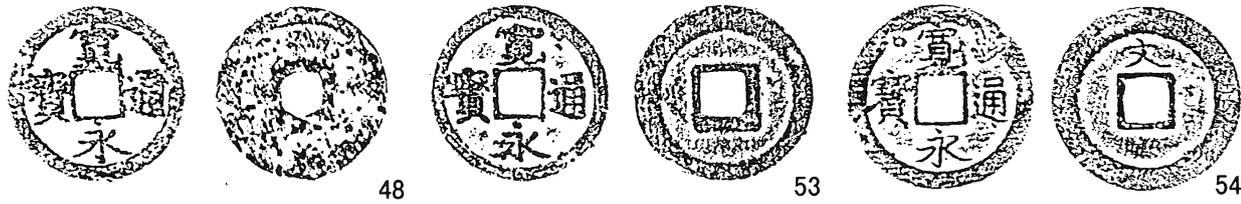
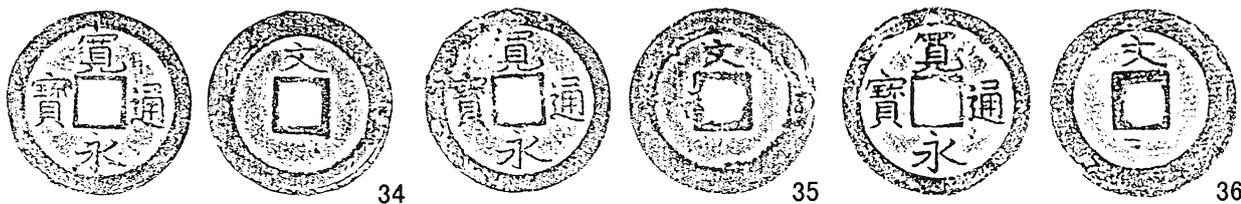
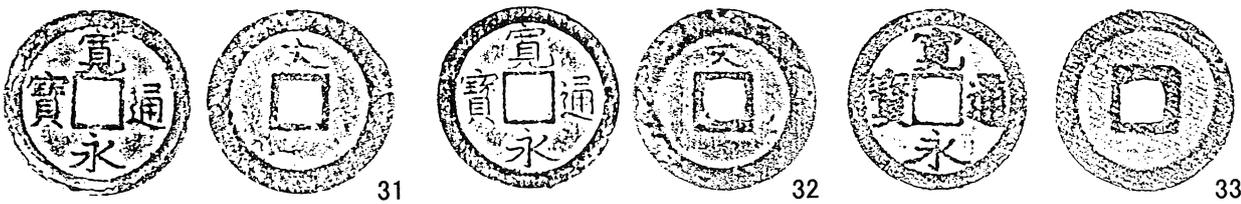
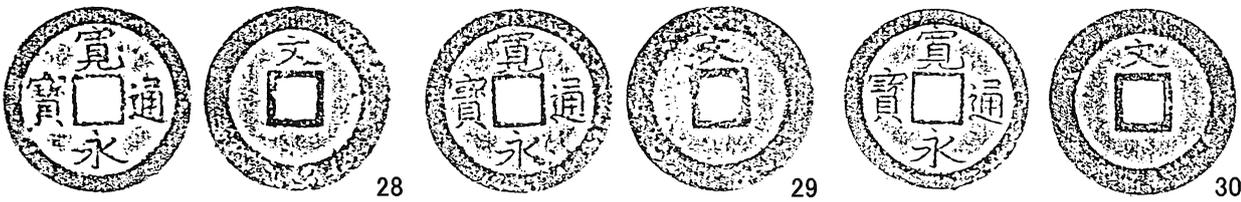
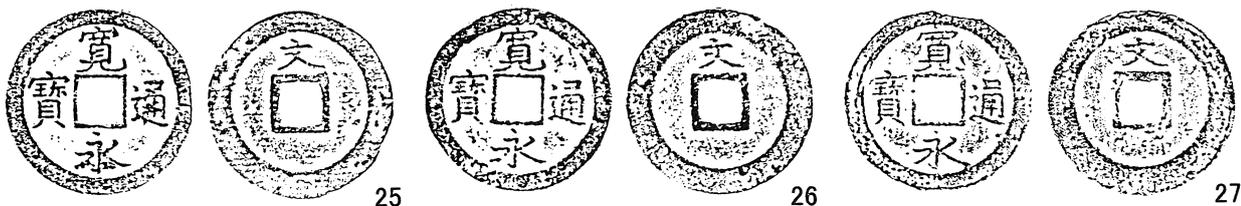
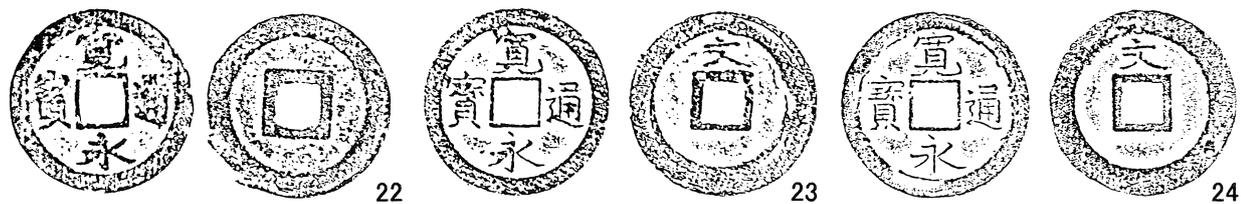
表1 調査区内出土古銭一覧

番号	遺構名	銭種	背面	拓影図	備考	番号	遺構名	銭種	背面	拓影図	備考
1	SH2上層	寛永通宝				28	SH6	寛永通宝	文		
2	SH2上層	寛永通宝	文			29	SH6	寛永通宝	文		
3	SH2下層	寛永通宝	文			30	SH6	寛永通宝	文		
4	SH2下層	寛永通宝	文			31	SH6	寛永通宝	文		
5	SH2下層	寛永通宝	文			32	SH9	寛永通宝	文		
6	SH2下層	寛永通宝	文			33	SH9	寛永通宝			
7	SH2下層	寛永通宝	文			34	SH9	寛永通宝	文		
8	SH3	寛永通宝	文			35	SH9	寛永通宝	文		
9	SH3	寛永通宝	文			36	SH9	寛永通宝	文		
10	SH3	寛永通宝	文			37	SH9	寛永通宝	文		
11	SH3	寛永通宝	文			38	グリッド	雁首銭			
12	SH3	寛永通宝	文			39	グリッド	寛永通宝		不載	
13	SH3	寛永通宝	文			40	グリッド	寛永通宝		不載	
14	SH4	寛永通宝	文			41	グリッド	寛永通宝		不載	
15	SH4	寛永通宝	文			42	グリッド	寛永通宝		不載	
16	SH4	寛永通宝	文			43	グリッド	寛永通宝		不載	
17	SH4	寛永通宝	文			44	グリッド	寛永通宝			
18	SH5	寛永通宝	文			45	グリッド	寛永通宝		不載	
19	SH5	寛永通宝	文			46	グリッド	寛永通宝		不載	
20	SH5	寛永通宝	文			47	グリッド	寛永通宝		不載	
21	SH5	寛永通宝				48	グリッド	寛永通宝			
22	SH5	寛永通宝				49	グリッド	寛永通宝		不載	
23	SH5	寛永通宝	文			50	グリッド	寛永通宝		不載	
24	SH5	寛永通宝	文			51	グリッド	寛永通宝		不載	
25	SH5	寛永通宝	文			52	グリッド	寛永通宝		不載	
26	SH6	寛永通宝	文			53	グリッド	寛永通宝			
27	SH6	寛永通宝	文			54	グリッド	寛永通宝	文		

第26図 調査区内出土古銭(1)



第27図 調査区内出土古銭(2)



## V. 結語

関東地方に於ける鬼高期の代表的な遺物は模倣坏であり、模倣坏の出現をもって鬼高期開始のメルクマールとすることができる。

模倣坏は、従来から存在していた和泉期の碗が、須恵器坏の影響を受けて著しく変容して成立した物であり、成立期の模倣坏の分析にあたっては、論理的な解釈が可能である。

すなわち、立ち上がる口辺部と、湾曲した底部から構成されると言った、須恵器坏に見られる従来とは異なる形態構成を意識し、碗に口辺部が痕跡的に作り出されたような段階、形態構成を十分に理解し、明瞭な口辺部を作り出しつつも、回転台を使用せず、製作に関わる粘土の単位についても、従来の手法の延長線上で製作されている段階、形態構成の理解と共に回転台の採用や製作に関わる粘土単位の変化など、製作過程の変容を受けた段階などである。

模倣坏がいち早く出現する地域では、形態模倣から技術的、工程的変容を受けた模倣坏までの様々な物が短期間の内に認められる。

模倣坏の成立時に坏の製作に最も大きな影響を与えた技術的な要因は、回転台の採用である。和泉期に見られた従来の碗は、掌上で製作が行われており、模倣坏では、回転台の採用による製作に移り変わった。模倣坏の成立は、形態においても、器制の中で占める位置においても、和泉期の碗から大きな変容を遂げている。

ところで、鬼高期の坏類の中で、模倣坏とは一線を画する坏類が存在している。いわゆる広義に比企型坏と呼ばれる一群の坏類である。

比企型坏は、1953年萩原弘道氏によって、焼成、胎土、形態、丹彩などの特異性から注目され、1956年に鬼高式の後半として位置づけられ、10年以上後の1968年にこれを踏襲した岡田淳子氏によって、同様に鬼高式Ⅱ類のメルクマールとして位置づけられた。

比企型坏は、和泉期の碗が回転台の導入で模倣坏に

変容する中で、頑なに回転台の使用を控えて掌上で作り続けられた、和泉期の碗の延長線上により近く位置づけられる坏類であると考えられる。

ヘラケズリの採用と、口辺部を作り出す傾向については、模倣坏の影響を受けながらも、特徴的な褐色の胎土と、赤色塗彩、そして、回転台を使用しない成形と、口唇部の外側への折り返し、あるいは、口唇部内面の沈線など、模倣坏とは明瞭に異なる形態上の特徴を持っている。このような坏が長年にわたって模倣坏と同化せずに作り続けられ、模倣坏に混ざって使用されていた事は、土器の製作と流通及び、土器に対する当時の観念に関して、非常に示唆的である。

広義の比企型の坏類を観察すると、成形にあたっては、粘土紐や粘土帯の積み上げによらず、粘土円板を使用して掌上で製作されており、成形の当初、内屈させた口辺部を作り出し、その後口唇部を外側に折り返して、独特の形態を生み出している事がわかる。

模倣坏の製作工程では、粘土円柱上に、概ね口辺部に相当する粘土紐を置き、円柱の粘土と一体化させながら坏形に成形している。比企型坏の製作工程での掌上の粘土塊は、模倣坏製作工程での粘土円柱に該当し、模倣坏製作工程での概ね口辺部に相当する粘土紐は、比企型坏の製作工程では欠落している。

模倣坏では、主として強度上の問題から、粘土円柱と粘土紐の境界が底部と口辺部の境界に重ならないように回避して、粘土の境界を口辺部の中に解消しているので、口辺部の下半は、底部由来の粘土からなっており、比企型坏は、模倣坏から粘土紐由来の部分を取り除いた形態と見ることもできる。

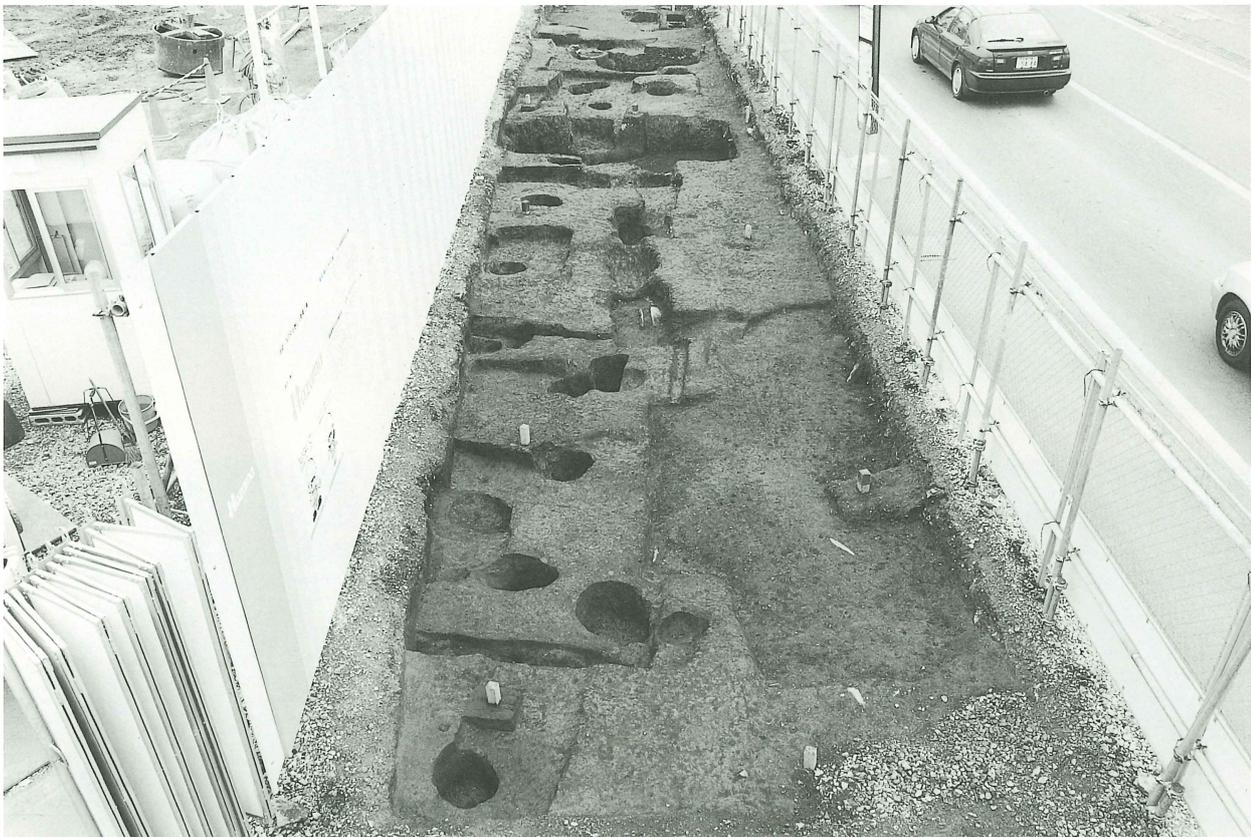
比企型坏に見られる独自性は、成形時に遡って見ると、口辺部を構成する粘土紐の欠落、回転台の不使用などに直接的には起因している。

与野東遺跡から出土した比企型坏についても、成型時の回転台の使用や、粘土紐を積み上げた痕跡は認められなかった。

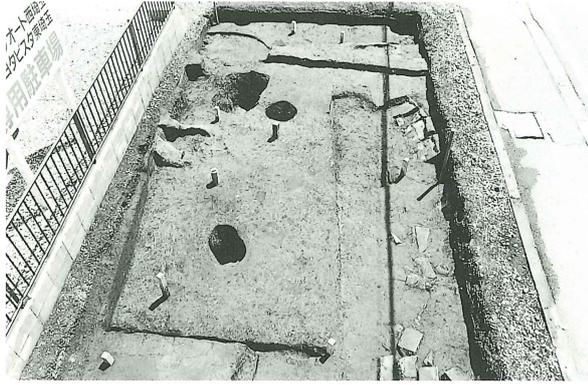
# 写真図版



調査区全景（西より）



調査区全景（東より）



第1～3号住居跡



第1号住居跡カマド



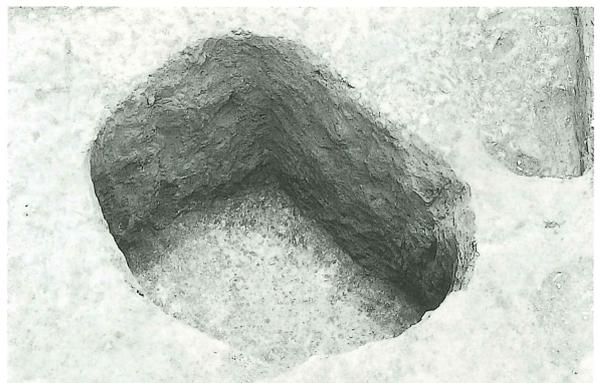
第2号住居跡



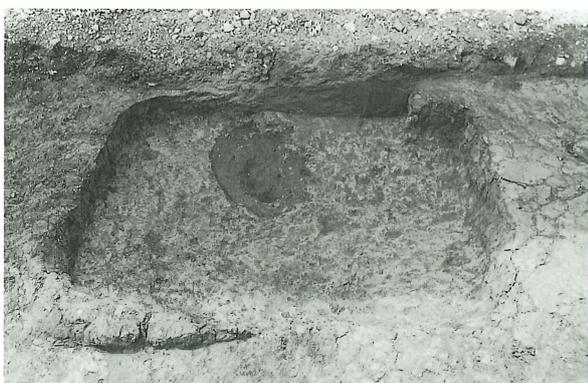
第4号住居跡



第5号住居跡・第12号溝跡



第1号土壇



第2号土壇



第5・6・10号土壇



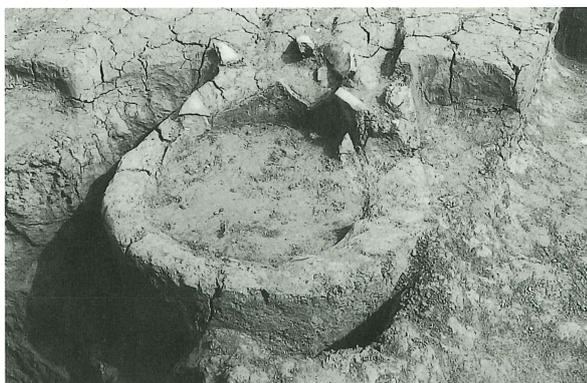
第7～9号土坑



第1号井戸跡



第2号井戸跡



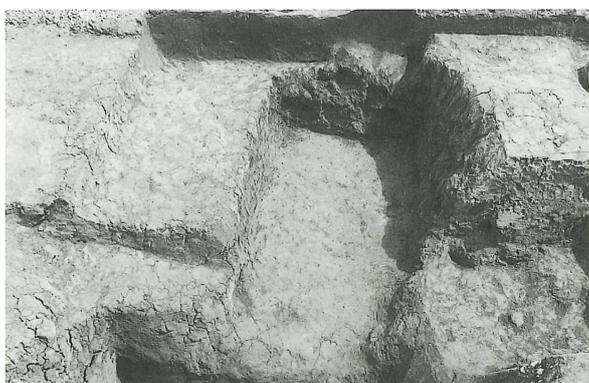
第2号井戸跡出土遺物



第1～3号溝跡



第4号溝跡



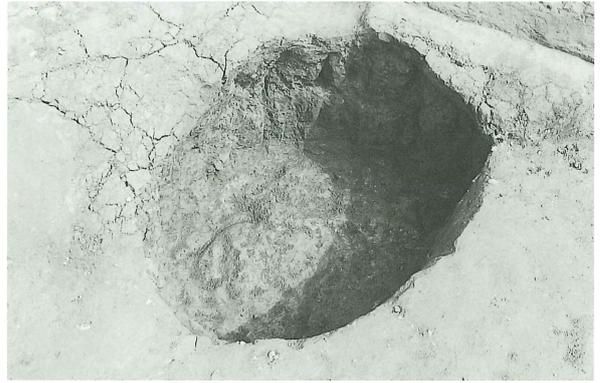
第5・6号溝跡



第9・10号溝跡



第11号沟迹



第1号墓穴迹



第1号墓穴迹人骨出土状况



第2号墓穴迹



第2号墓穴迹人骨出土状况



第3号墓穴迹



第3号墓穴迹人骨出土状况



第4号墓穴迹



第 4 号墓穴跡人骨出土狀況



第 5 号墓穴跡



第 5 号墓穴跡人骨出土狀況



第 6 号墓穴跡



第 6 号墓穴跡人骨出土狀況



第 9 号墓穴跡



第 9 号墓穴跡人骨出土狀況



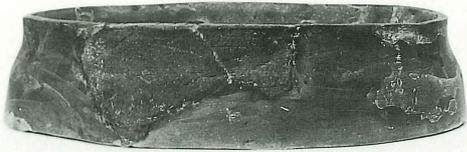
第 1 号不明遺構



第 1 号住居跡- 1



第 1 号住居跡- 2



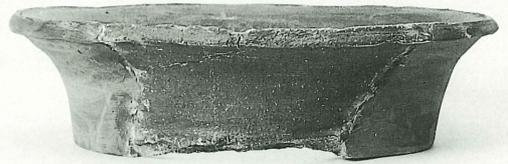
第 1 号住居跡- 3



第 1 号住居跡- 4



第 2 号住居跡- 1



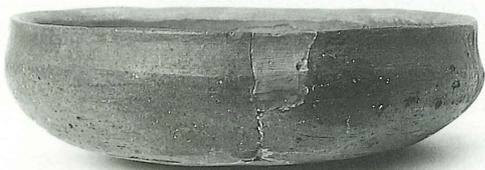
第 2 号住居跡- 2



第 3 号住居跡- 1



第 3 号住居跡- 2



第 4 号住居跡- 1



第 4 号住居跡- 2



第 4 号住居跡- 3



第 4 号住居跡- 4



第 5 号住居跡- 1



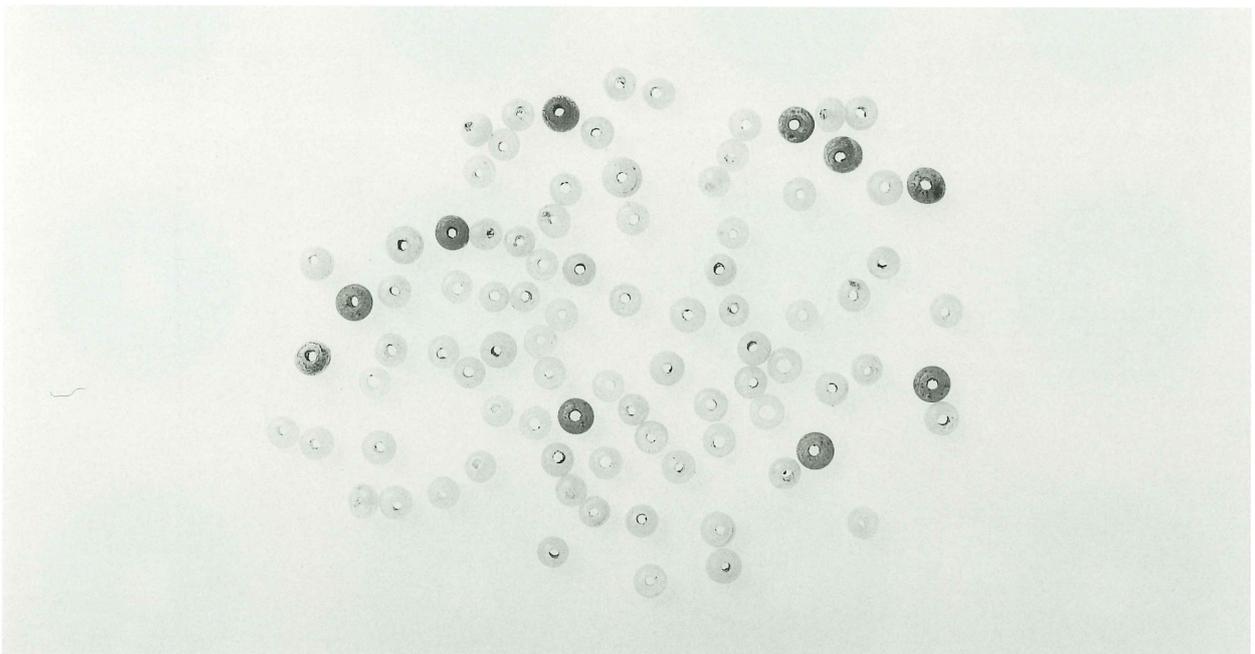
第 4 号土壙- 1



遺構外- 1



遺構外- 2



第 6 号墓穴跡

調査区出土古銭(1)



1



2



4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14



15



16



17



18



19



20



21



22



23



24



25



26



27



28



29



30



31



32



33



34



35



36



37



38



39



40



41



42



43



44



46



48



52



53



54

## 報告書抄録

ふりがな	よのひがし							
書名	与野東							
副書名	都市計画道路八幡通り線埋蔵文化財発掘調査報告							
巻次								
シリーズ名	埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書							
シリーズ番号	第238集							
著者氏名	大屋道則							
編集機関	財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団							
所在地	〒369-0108 埼玉県大里郡大里村船木台4-4-1 TEL0493-39-3955							
発行年月日	西暦1999(平成11)年12月25日							
ふりがな	ふりがな	コード		北緯	東経	調査機関	調査面積	調査原因
所収遺跡名	所在地	市町村	遺跡番号	° ' "	° ' "		(m <sup>2</sup> )	
よのひがしいせき 与野東遺跡	さいたまけんよのし 埼玉県与野市 ほんちょうひがし 本町東5-12-13	11220	046	35°53'14"	139°37'18"	19970616 19970731	649	道路建設
所収遺跡	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
与野東遺跡	集落跡	縄文時代  古墳時代  中～近世	住居跡 土壇 土壇 溝跡 井戸跡 墓穴跡 不明遺構	5 1 9 12 2 9 1	縄文土器 石器 土師器 土師器  寛永通宝 数珠 人骨			

埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第238集

---

与野市

---

## 与野東

---

都市計画道路八幡通り線  
埋蔵文化財発掘調査報告

平成11年12月16日 印刷  
平成11年12月24日 発行

発行／財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団  
〒369-0108 大里郡大里村船木台4-4-1  
電話 0493(39)3955

印刷／関東図書株式会社